

資料編 (アンケート調査結果等)

【アンケート調査結果を読むにあたっての注意点】

- ・ 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までを表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答（複数を選択）の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。
- ・ 図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表しています。「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表しています。
- ・ クロス集計グラフでは、見やすさを優先し「0.0%」や 1%未満の数値表示を省略しているものがあります。
- ・ グラフに付されている「n」は「Number of case」の略で、構成比算出の母数（回答者数）を示しています。
- ・ 図表の記載にあたり、調査票の質問文、選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

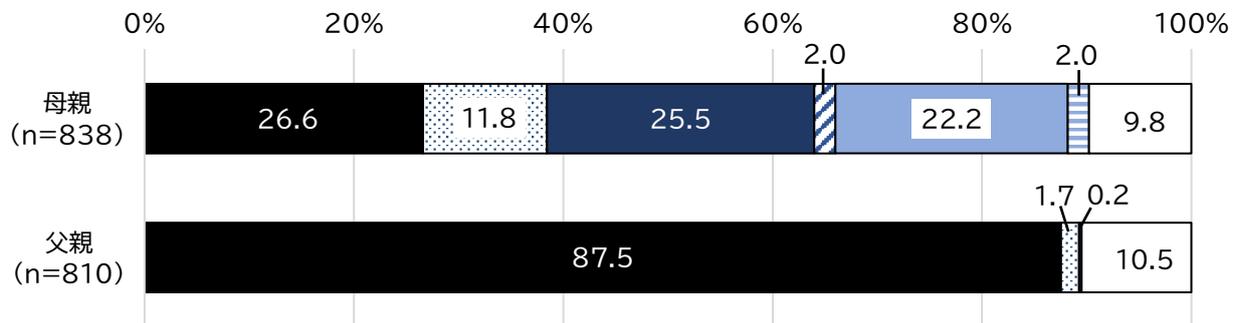
1 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

1) 保護者の就労状況について

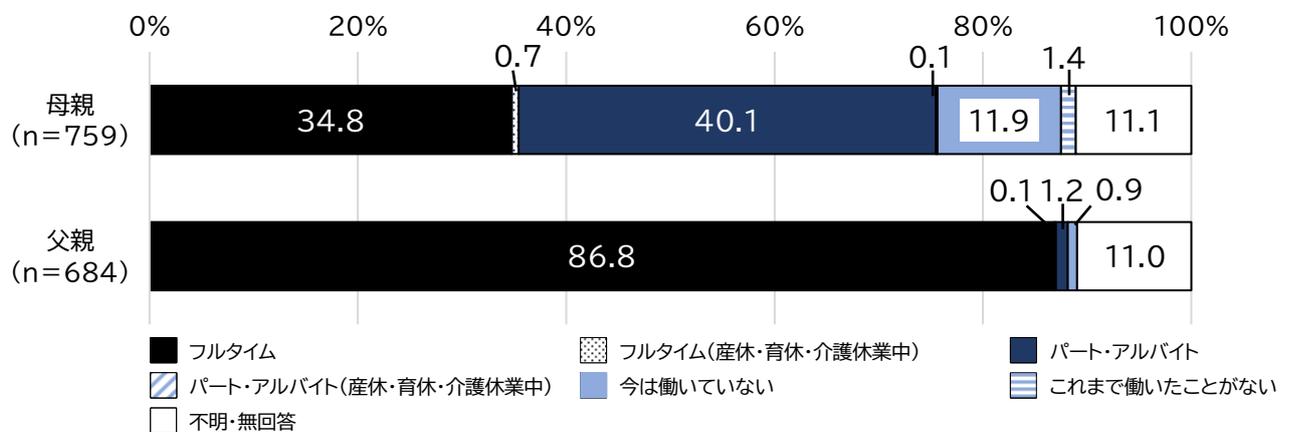
○現在の就労状況について、父親は90%近くがフルタイムで働いています。母親は就労していない人が、就学前で24.2%でしたが、小学生では13.3%まで減っています。また、就労形態は、パート・アルバイトの割合が小学生保護者で高くなっています。

○1年以内の就労を希望している母親は就学前保護者・小学生保護者ともに約35%となっています。

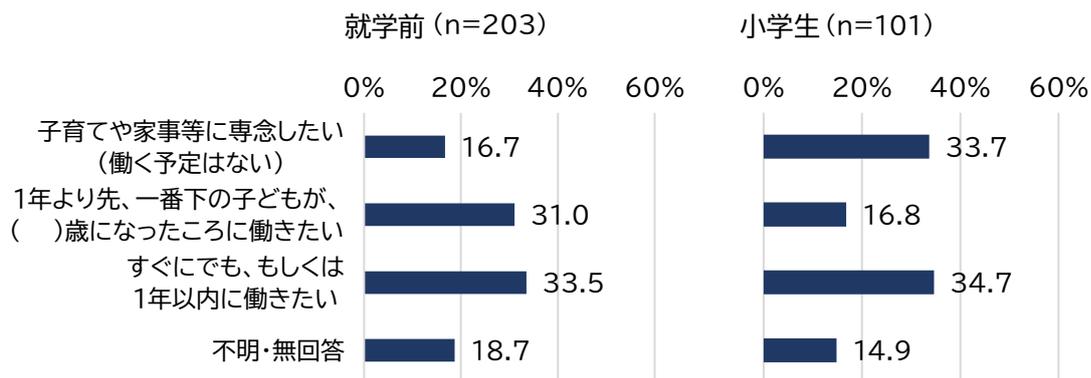
■現在の就労状況(就学前)



■現在の就労状況(小学生)



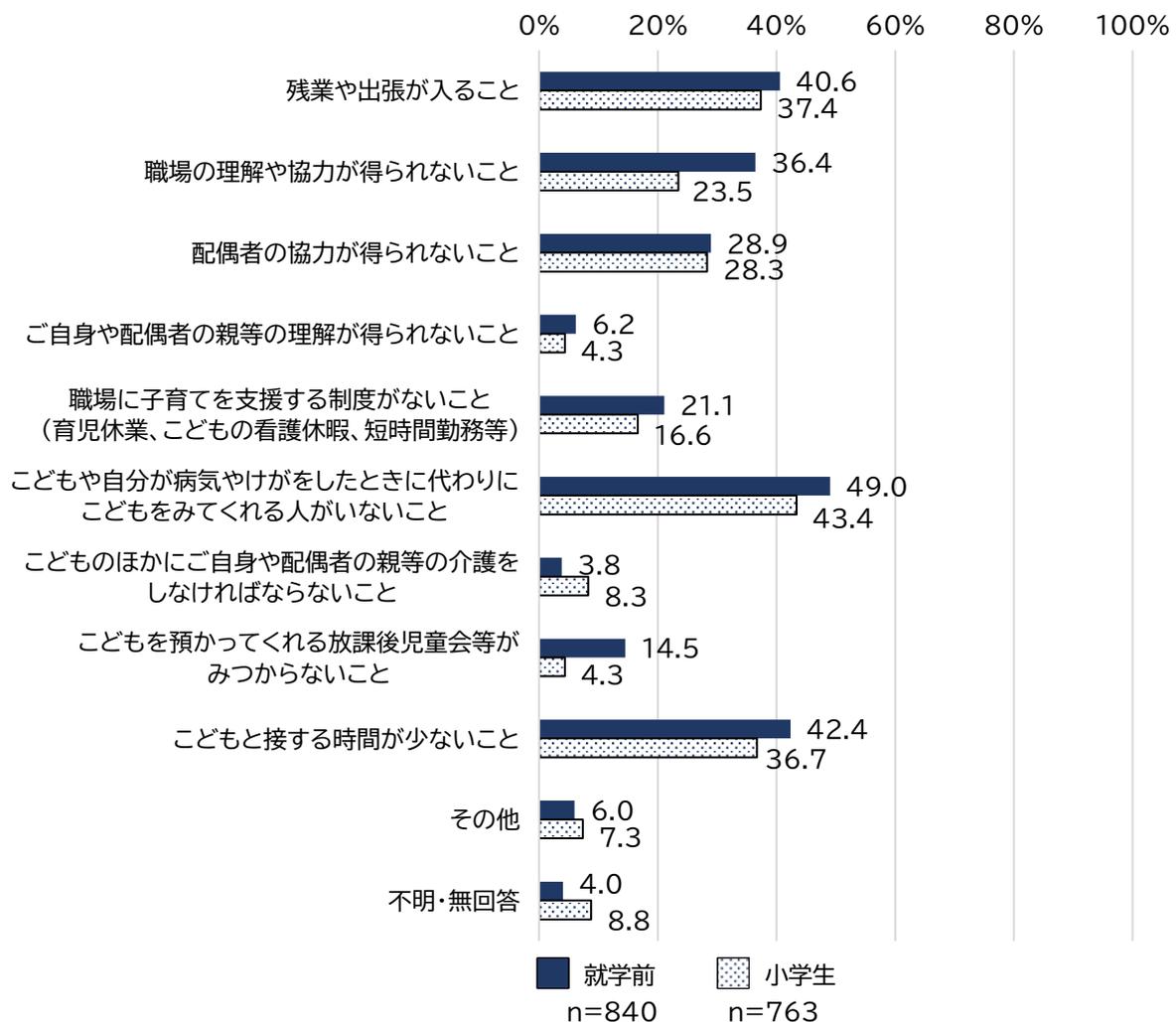
■今後の就労希望状況(母親のみ)



2) 仕事と子育ての両立について

○仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うことについて、就学前、小学生ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」「残業や出張が入ること」が高くなっています。

■仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うこと

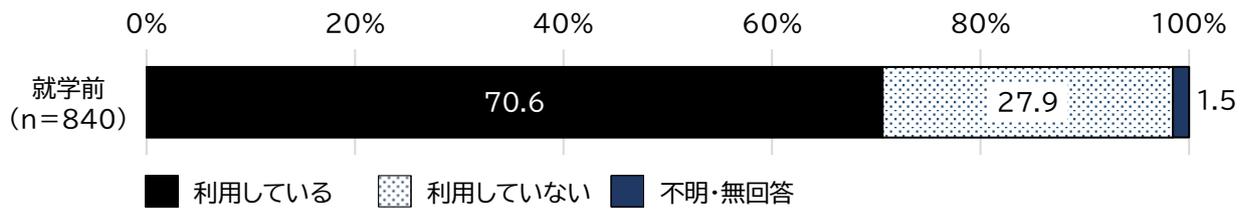


3) 定期的な教育・保育施設等の利用について

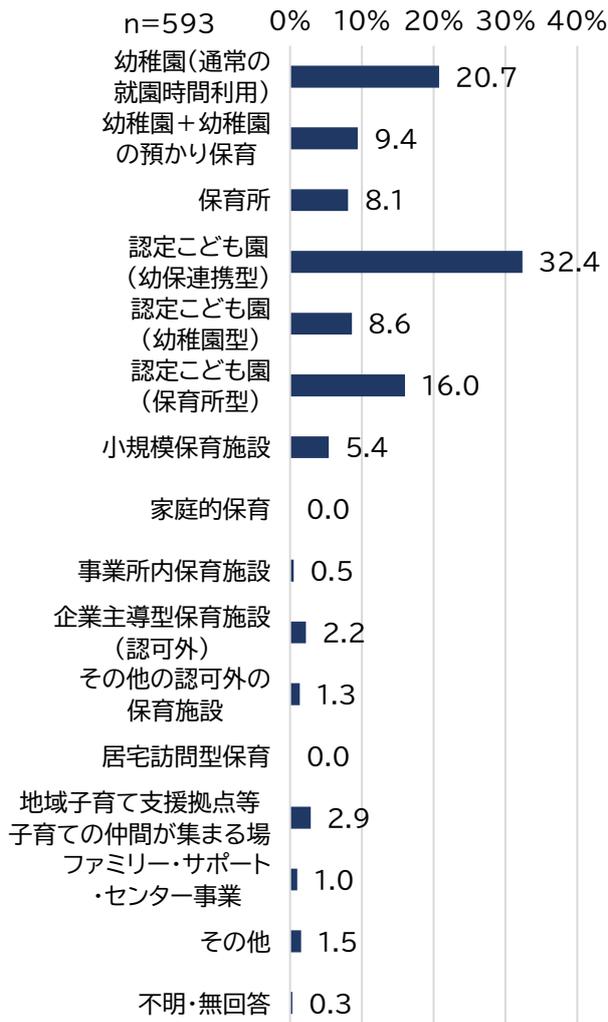
○幼稚園や認定こども園等を定期的に利用している人は70.6%、利用している施設やサービスは、市内の施設状況もあり「認定こども園（幼保連携型）」「幼稚園」「認定こども園（保育所型）」が高くなっています。

○定期的に利用したい施設やサービスは「認定こども園」が51.4%となっており「幼稚園（通常の就園時間利用）」「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」「保育所」はともに30%以上となっています。

■定期的な幼稚園や保育所等の利用



■利用している施設やサービス(就学前)



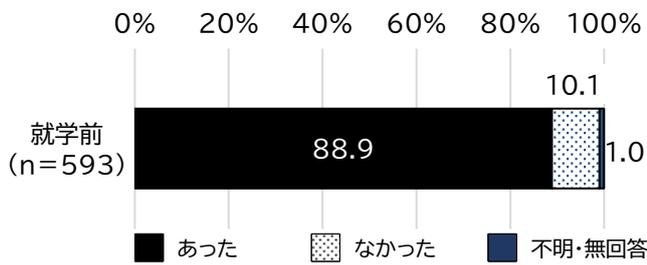
■定期的に利用したい施設やサービス(就学前)



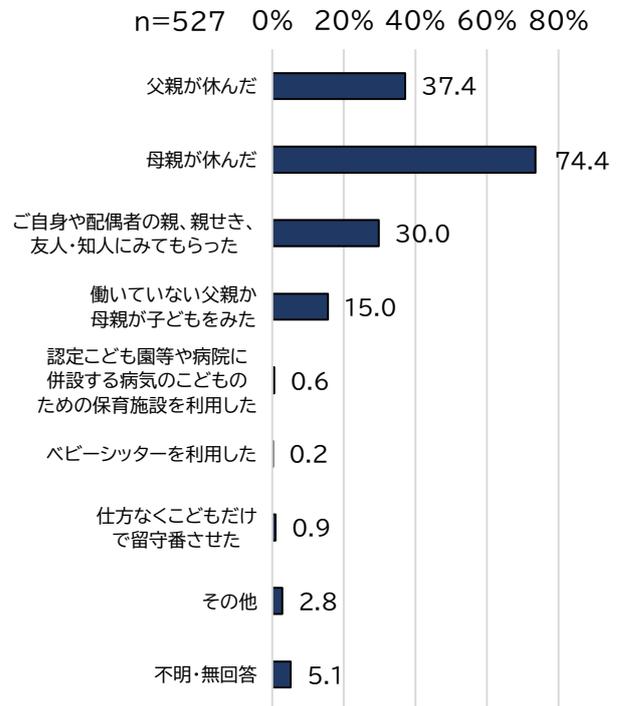
4) 病児保育や不定期の事業について

- 病気やけがで、幼稚園や認定こども園等の施設やサービスを利用できなかったことは、88.9%が「あった」と回答しています。
- 1年間の対処方法は「母親が休んだ」が最も高くなっています。
- お子さんが病気やけがの際の理想的な対応は、優先順位1位は「仕事を休むなりして親が対応する」、優先順位2位で「祖父母等の親せきに預けて対応する」が最も高くなっています。

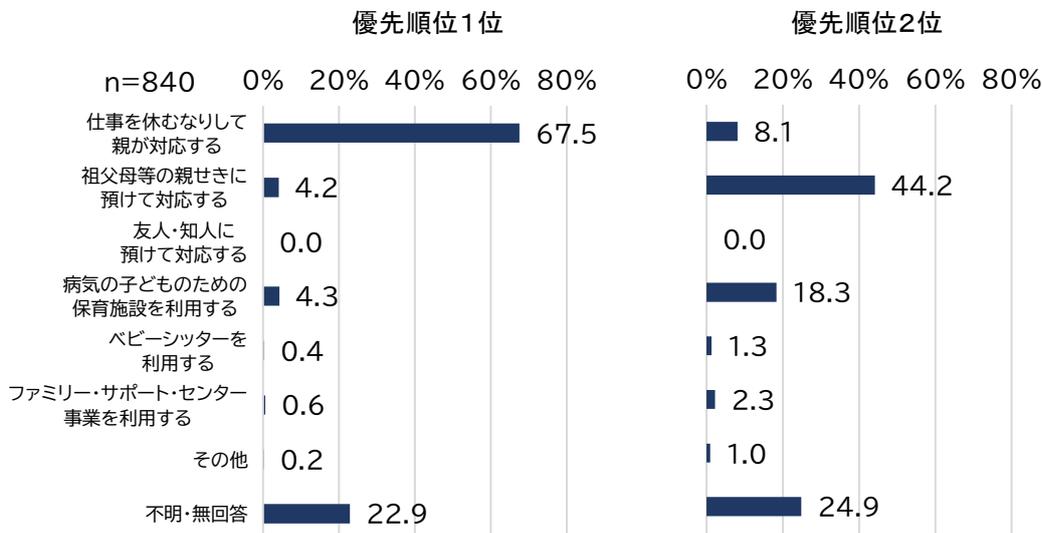
■ 病気やけがで、幼稚園や認定こども園等の施設やサービスを利用できなかったこと



■ 病気等の際の1年間の対処方法(就学前)

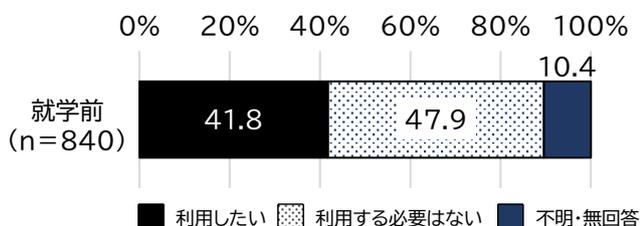


■ お子さんが病気やけがの際の理想的な対応(就学前)

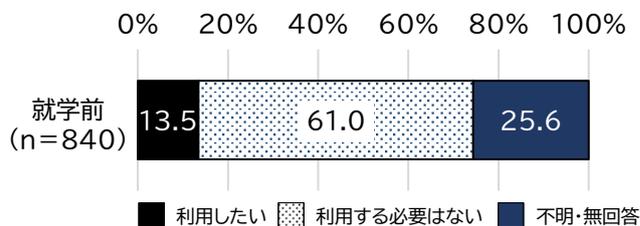


- 不定期な就労や通院等を理由として、認定こども園等で実施されている「一時預かり」を利用したいと思うかについて、41.8%が利用したいと回答しています。
- 短期入所生活援助事業（ショートステイ）について、13.5%が利用したいと回答しています。

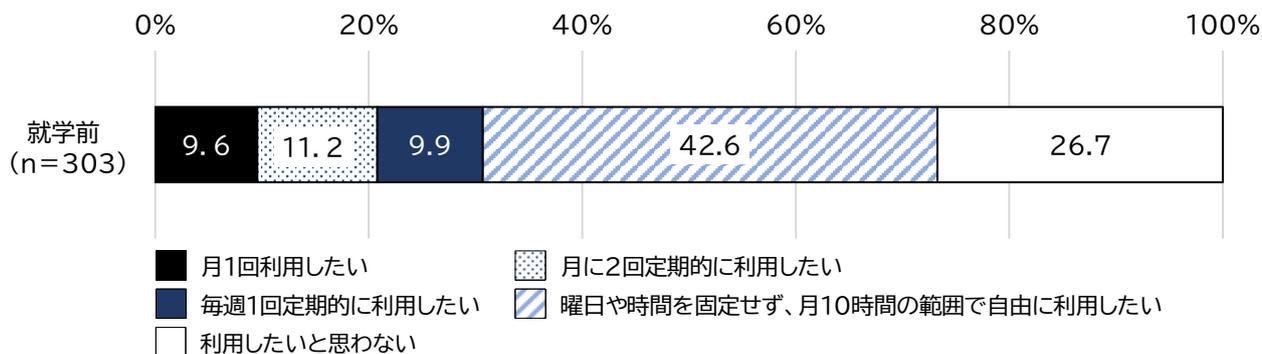
■「一時預かり」の利用意向



■「ショートステイ」の利用意向



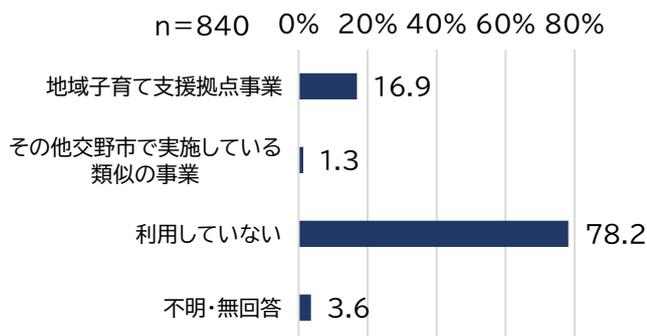
■「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)の利用意向(0~2歳で幼稚園・認定こども園等を定期的に利用していない方)



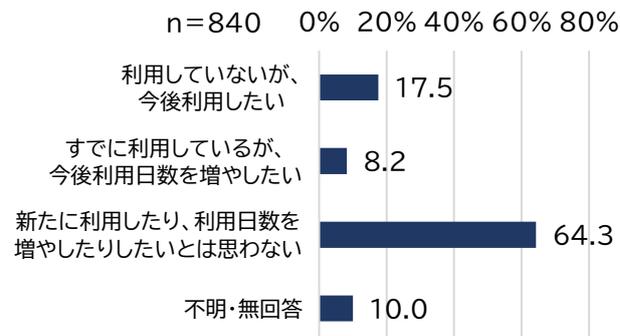
5) 地域子育て支援拠点事業について

- 地域子育て支援拠点を利用している人は16.9%、今後利用したい、または今後利用日数を増やしたい人は25.7%となっています。

■地域子育て支援拠点の利用状況(就学前)



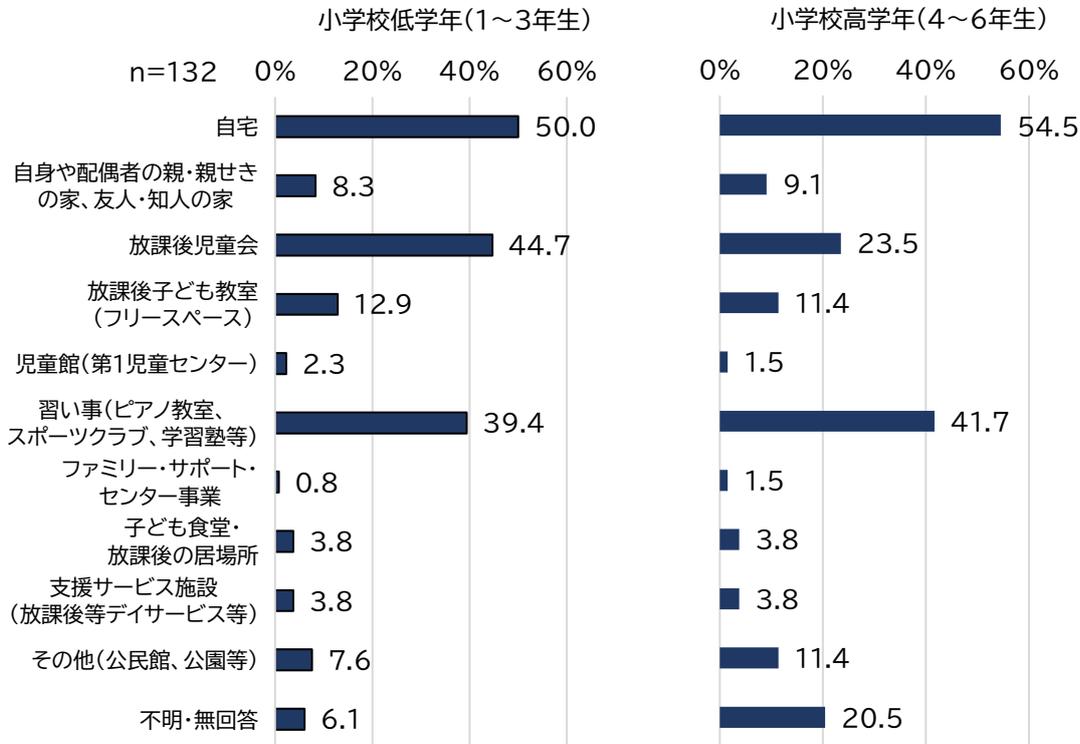
■地域子育て支援拠点の利用意向(就学前)



6) 放課後の過ごし方について

○放課後過ごさせたい場所について、低学年・高学年ともに「自宅」が最も高くなっています。低学年では「放課後児童会」が44.7%になる一方で、高学年になると23.5%になっています。

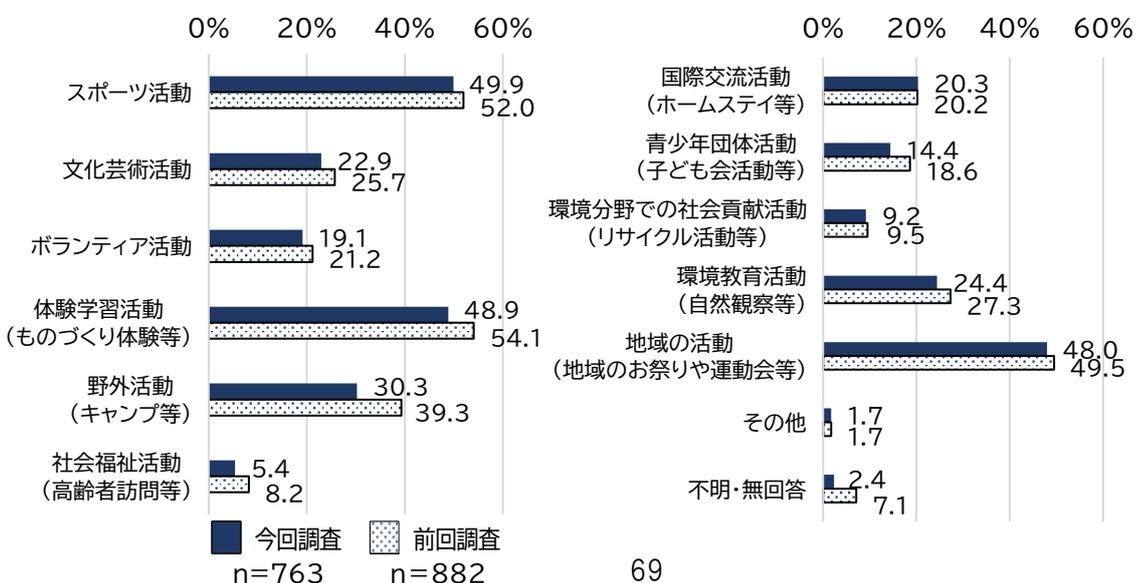
■放課後に過ごさせたい場所(就学前)



7) 地域の子育て環境について

○お子さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域における活動について、「スポーツ活動」が最も高く、次いで「体験学習活動(ものづくり体験等)」「地域の活動(地域のお祭りや運動会等)」となっています。

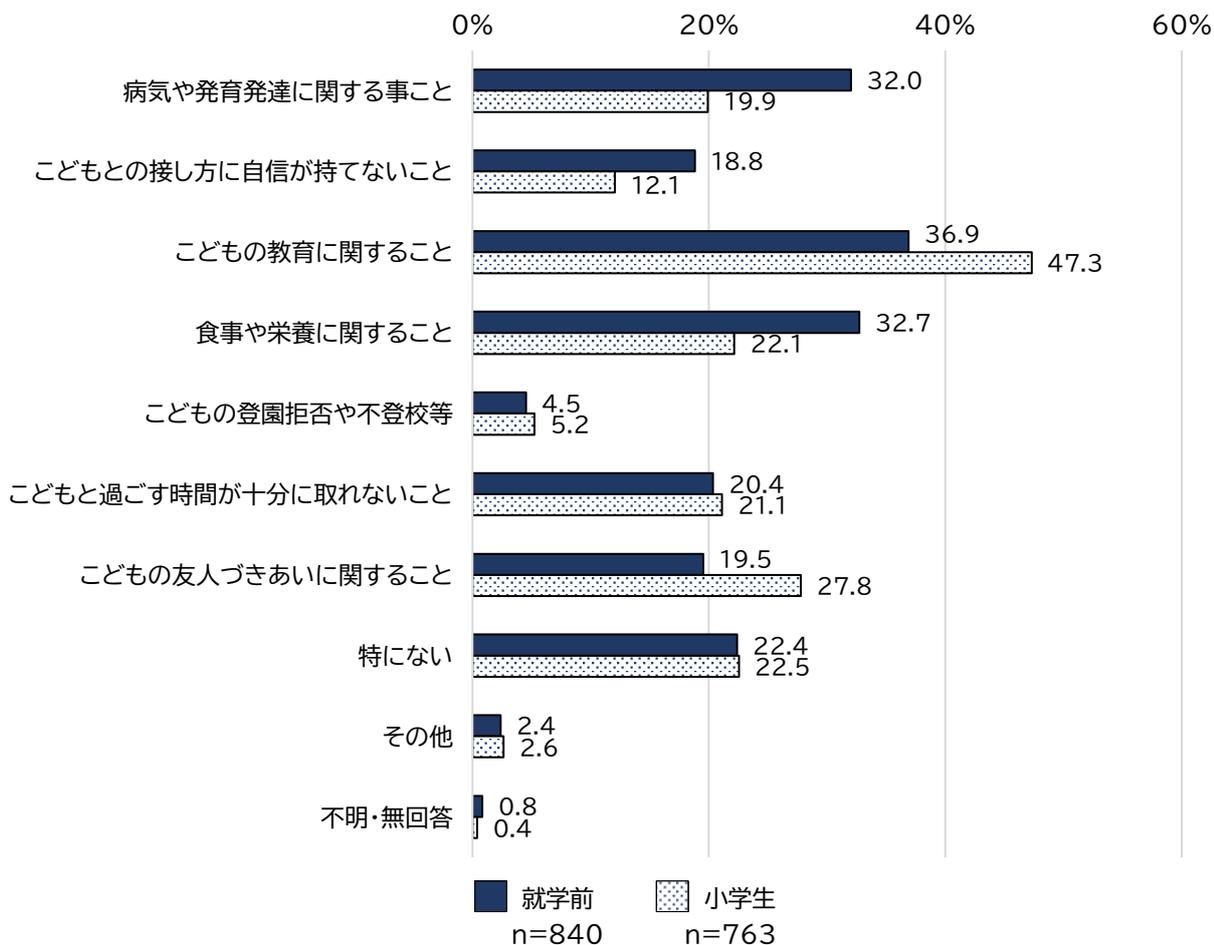
■お子さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域における活動(小学生)



8) 子育てに対する意識について

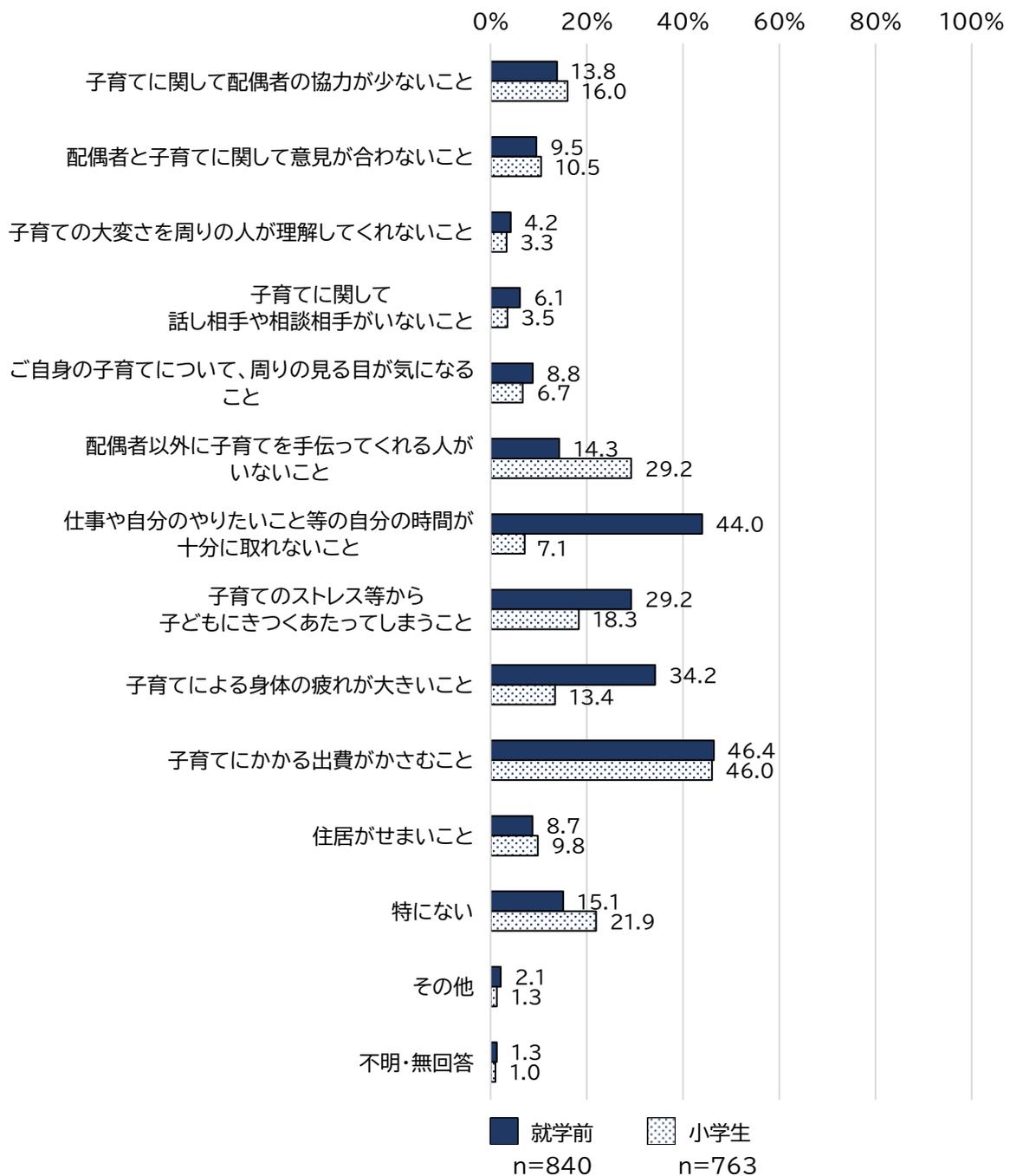
○「こどもに関して悩んでいること」は就学前、小学生ともに「こどもの教育に関すること」が最も高くなっており、次いで就学前は「食事や栄養に関すること」、小学生は「こどもの友人づきあいに関すること」が高くなっています。

■こどもに関して悩んでいること



○「ご自身や家庭に関して悩んでいること」は就学前、小学生ともに「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も高くなっており、次いで就学前は「仕事や自分のやりたいこと等の自分の時間が十分に取れないこと」、小学生は「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと」が高くなっています。

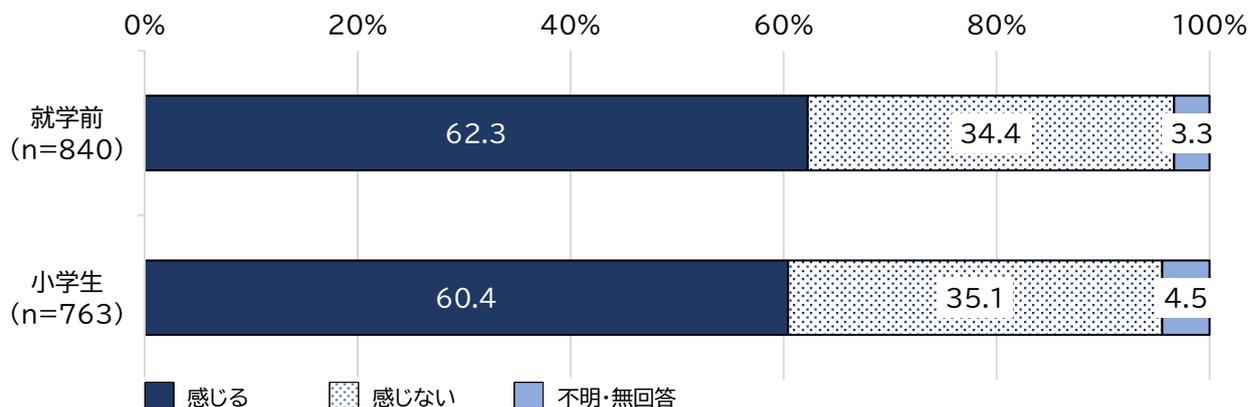
■ご自身や家庭に関して悩んでいること



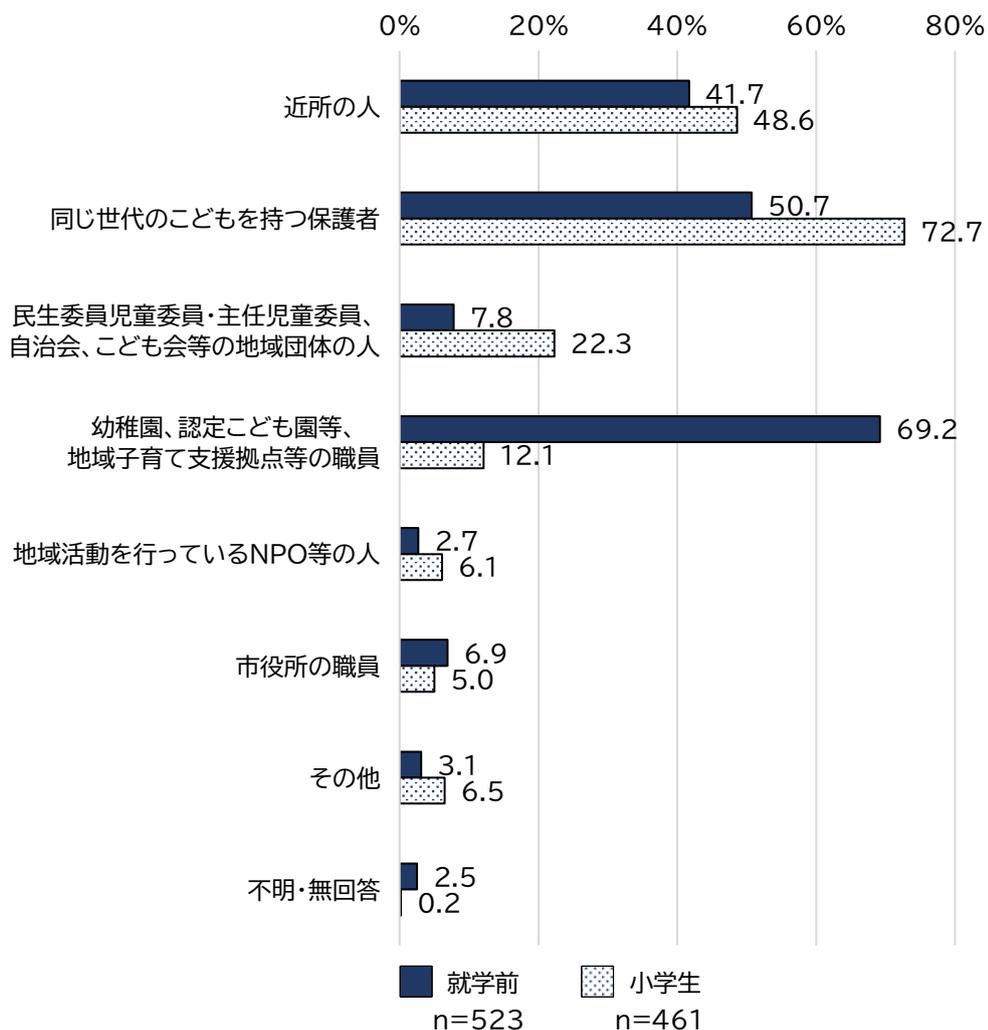
○ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるかについては、就学前、小学生ともに「感じる」が60%を超えています、「感じない」も30%以上みられます。

○支えてほしい人については、就学前では「幼稚園、認定こども園等、地域子育て支援拠点等の職員」が最も高く、就学前、小学生ともに「同じ世代のこどもを持つ保護者」「近所の人」が高くなっています。

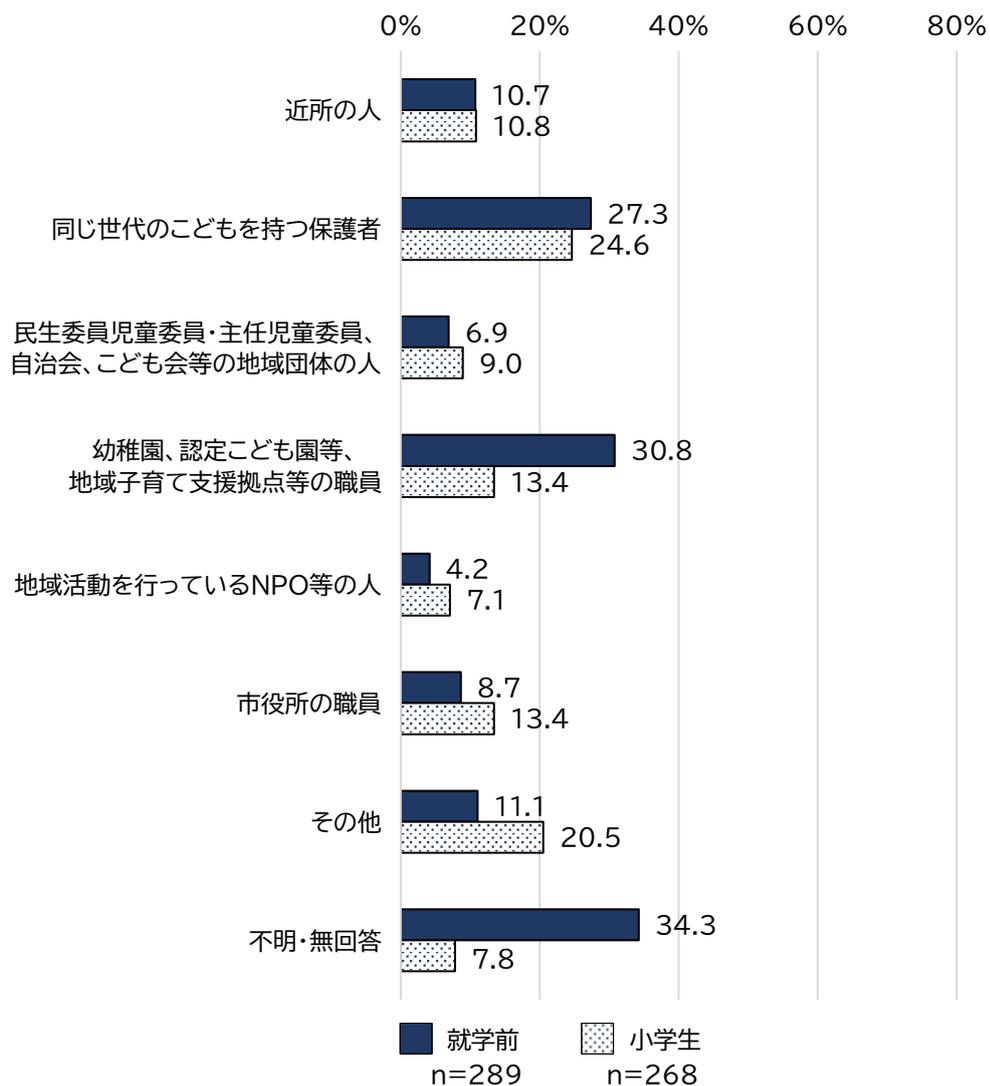
■ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるか



■支えてくれている人



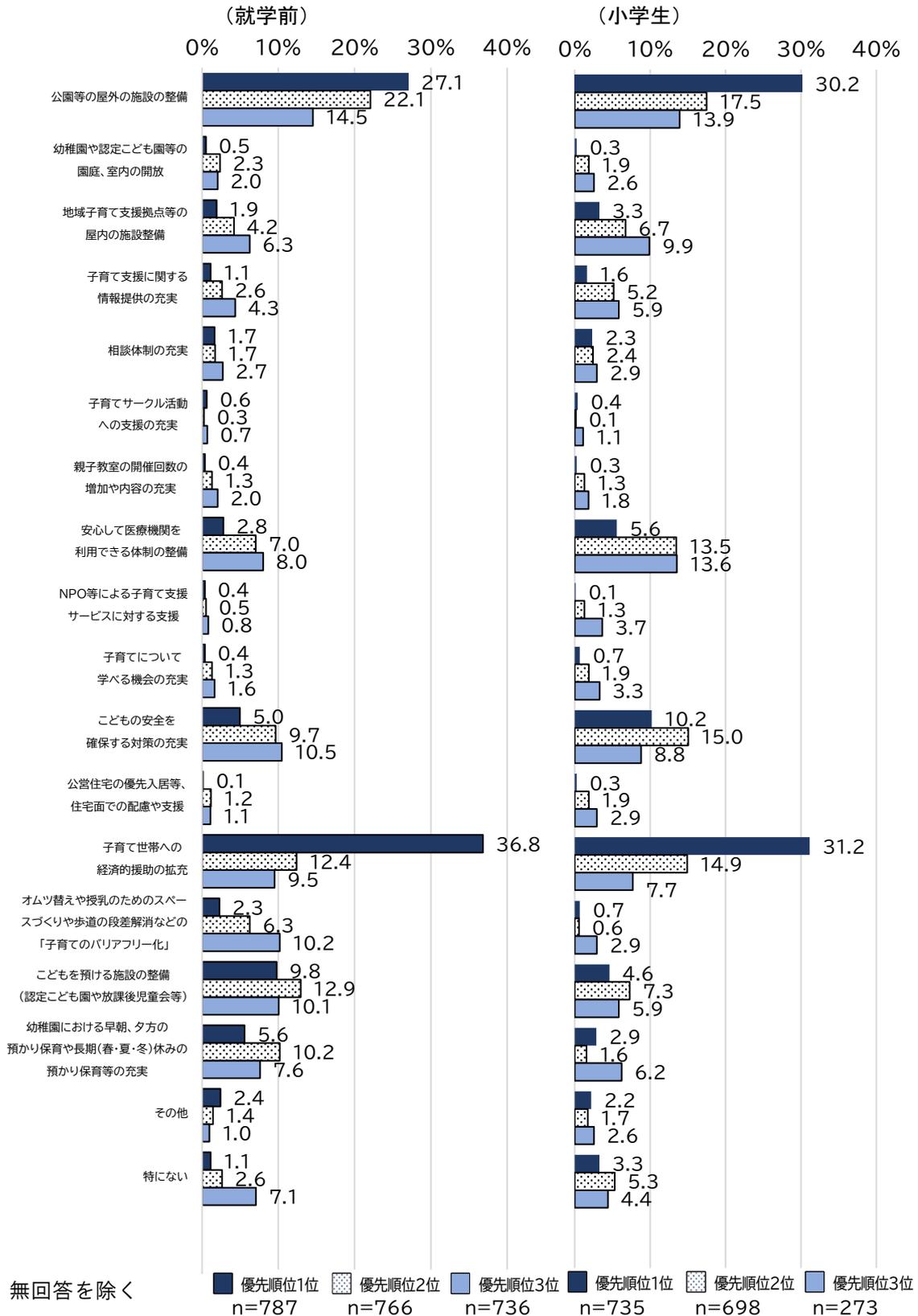
■ 支えてほしい人



9) 市役所等への要望について

○充実してほしい子育て支援サービスは、「子育て世帯への経済的援助の拡大」が最も高く、次いで「公園等の屋外の施設の整備」となっています。

■充実してほしい子育て支援サービス



2 子どもの生活に関する実態調査結果

こどもや若者の生活実態をより明確に把握するために、「子どもの生活に関する実態調査」に類似した「こども・若者意識調査」の設問を一部掲載しています。

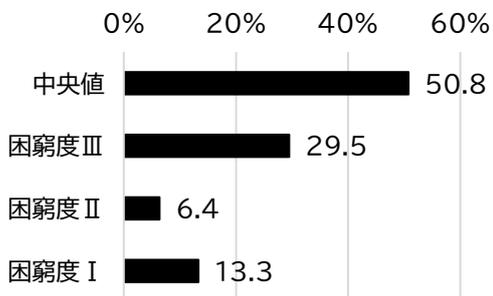
【等価可処分所得と困窮度】

一般的に、世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方を表す方法として「等価可処分所得※」があります。今回、実施した実態調査から、保護者から回答のあった世帯所得を基に、交野市における「等価可処分所得」を試算し、以下の表のとおり「困窮度」の考え方をまとめました。

※等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得区分。世帯人数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いています。

<p>低い</p> <p>困窮度</p> <p>高い</p>	中央値以上	等価可処分所得最大値 等価可処分所得中央値	50.8%
	困窮度Ⅲ	(実態調査では 288 万円) のライン 等価可処分所得中央値の 60%	29.5%
	困窮度Ⅱ	(実態調査では 173 万円) のライン 等価可処分所得中央値の 50%	6.4%
	困窮度Ⅰ	(実態調査では 144 万円) のライン 等価可処分所得最小値	13.3%
		相対的貧困には 該当しないが様々な 生きづらさを抱える層	
		「相対的貧困の層」	

■ 令和5年度



■ 平成 28 年度



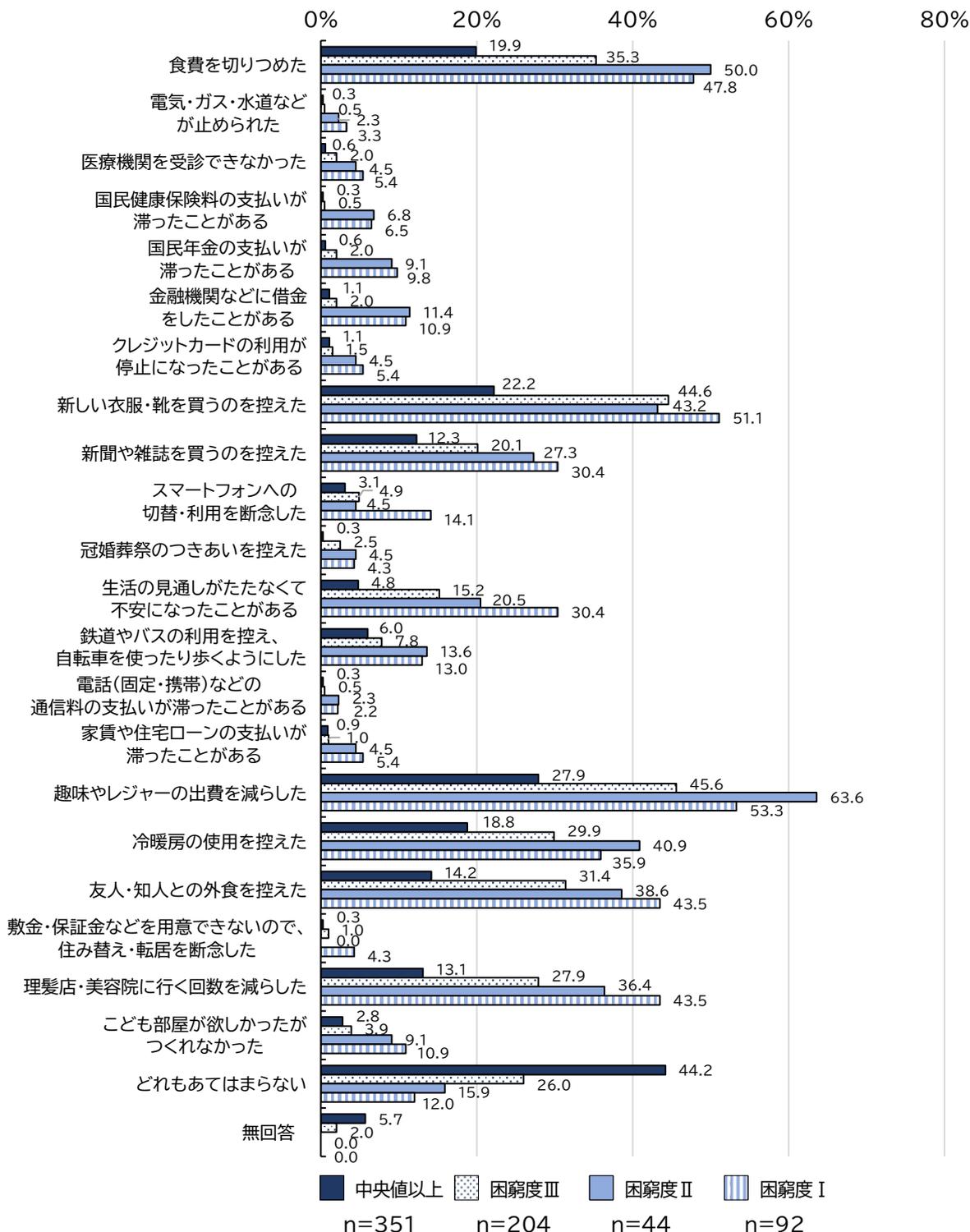
大阪府内との比較

カテゴリー	等価可処分所得の中央値	相対的貧困率
交野市	288 万円	13.3%
大阪府内全市町村 (43 市町村)	280 万円	15.9%

1) 保護者の経済状況

○困窮度の高い世帯ほど、経済的な理由で「食費を切りつめた」「新しい衣服・靴を買うのを控えた」など「できなかったこと」の割合が高くなっています。また、電気・ガス・水道などが止められた、医療機関を受診できていないという回答もあります。

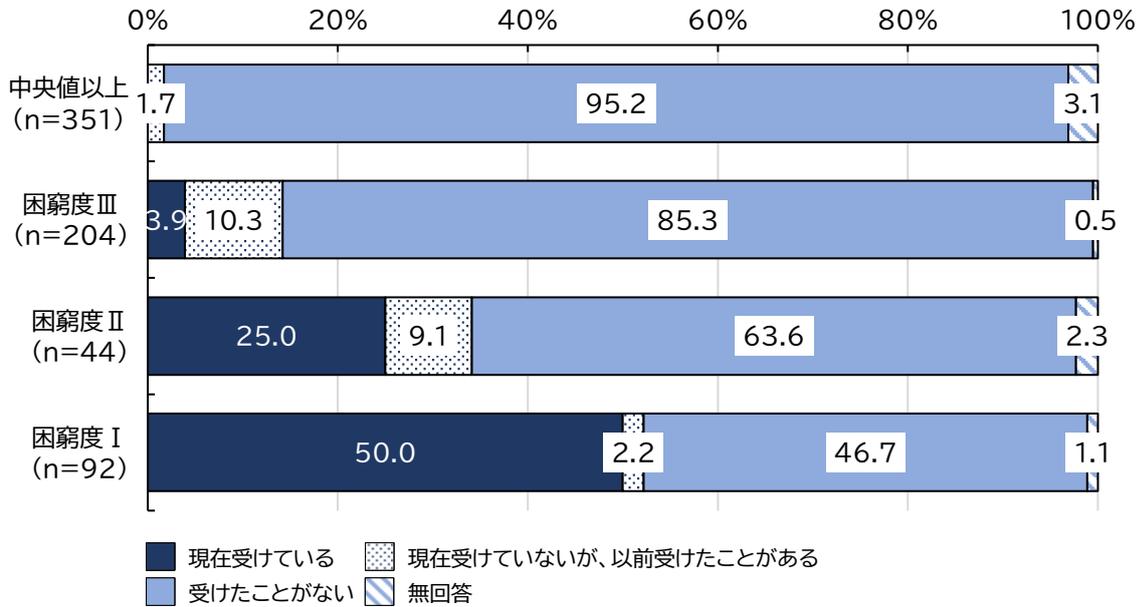
■困窮度別 経済的な理由による経験



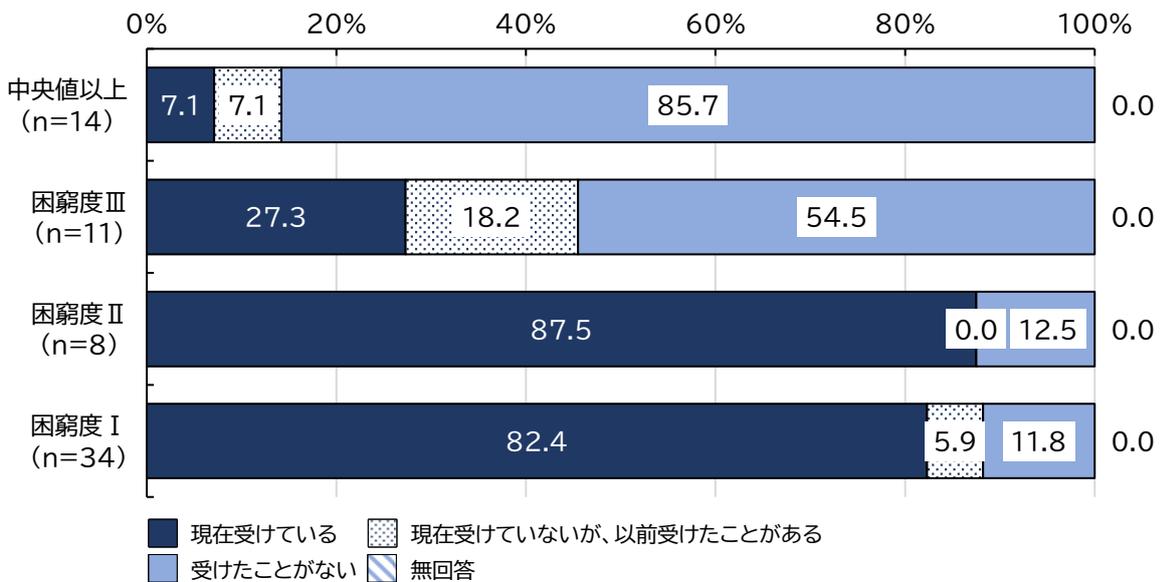
2) 社会保障給付の受給状況

○困窮度の高い世帯ほど、就学援助費など公的な経済支援制度の受給率が高くなっています。制度上の対象外世帯もあると考えられますが、困窮度の高い世帯でも受けたことがないという回答があります。

■困窮度別 就学援助費の受給状況



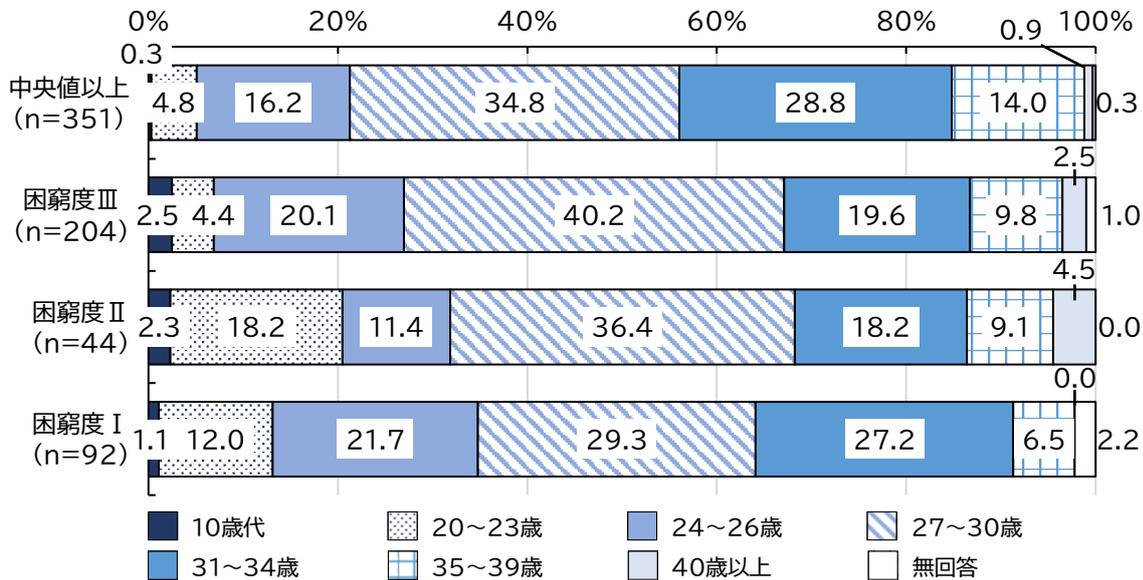
■困窮度別 児童扶養手当の受給状況



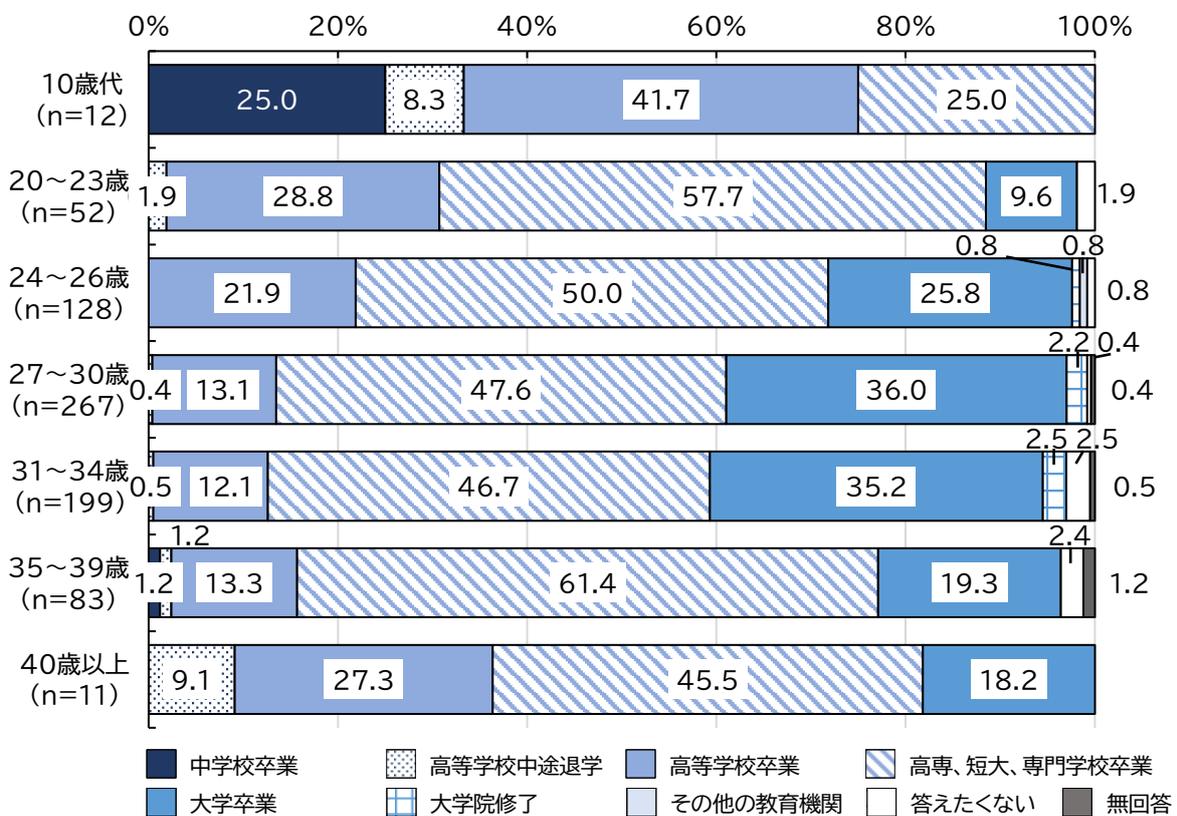
3) 保護者の生活状況

○困窮度の高い世帯の保護者ほど、10歳代～20歳代前半の割合が高く、10歳代では最終学歴が中学校卒業、または高等学校中途退学となる保護者（母親）が3割を超えています。

■困窮度別 初めて親となった年齢



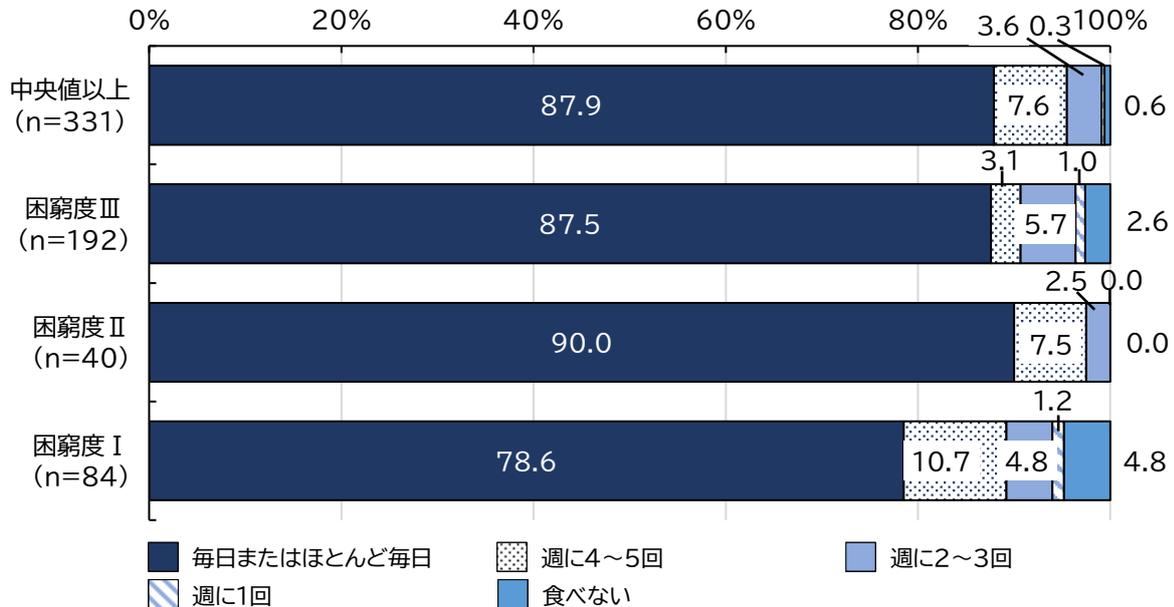
■初めて親となった年齢別 母親の最終学歴



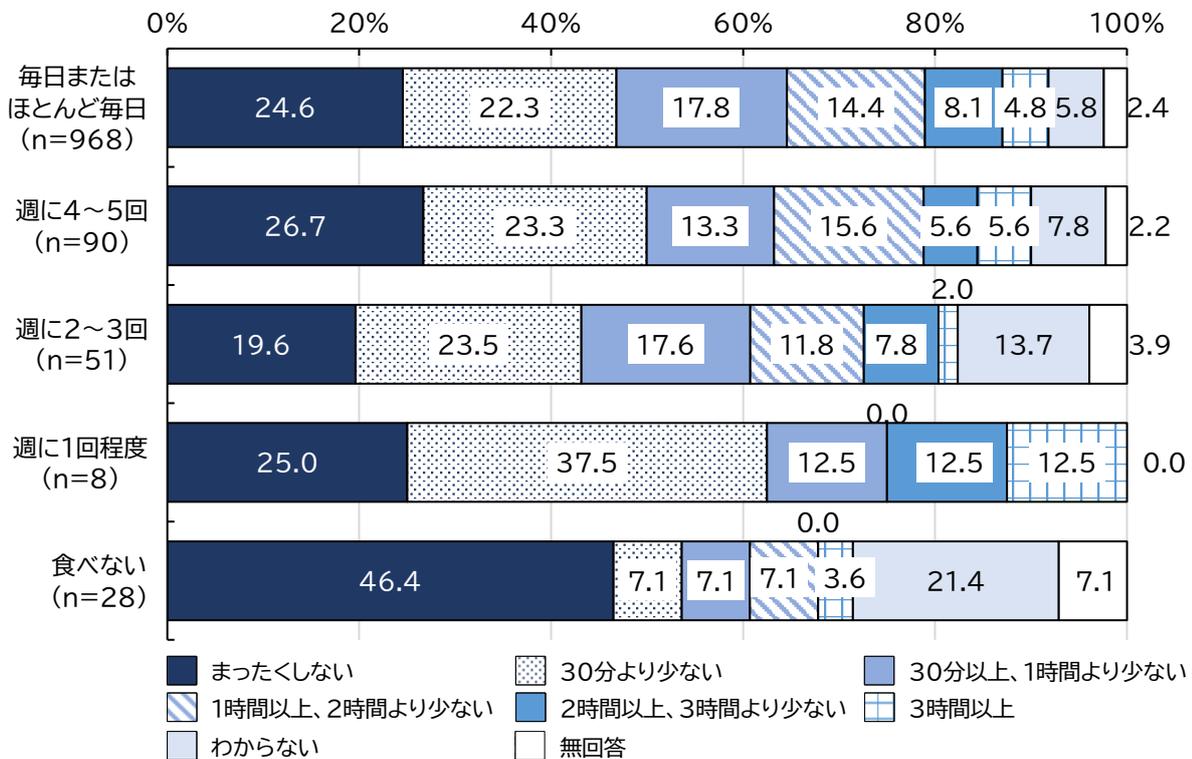
4) こどもの朝食摂食頻度と勉強時間

○困窮度が高い家庭ほど、朝食摂取率は低くなっています。一般的に朝食の摂取率は勉強時間と相関関係にあるものの1つといわれていますが、本調査においても、朝食摂取率の低い家庭ほど、授業時間以外の1日あたりの勉強時間が短いという結果になっています。

■困窮度別 朝食の摂食頻度



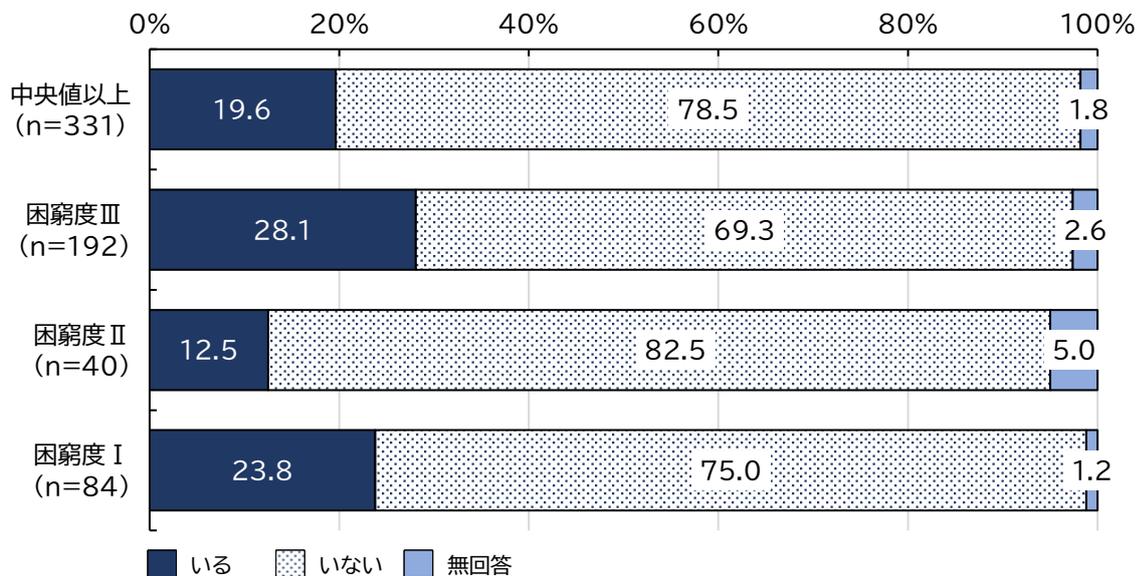
■朝食摂食度別 授業時間以外の1日あたりの勉強時間(学校がある日)



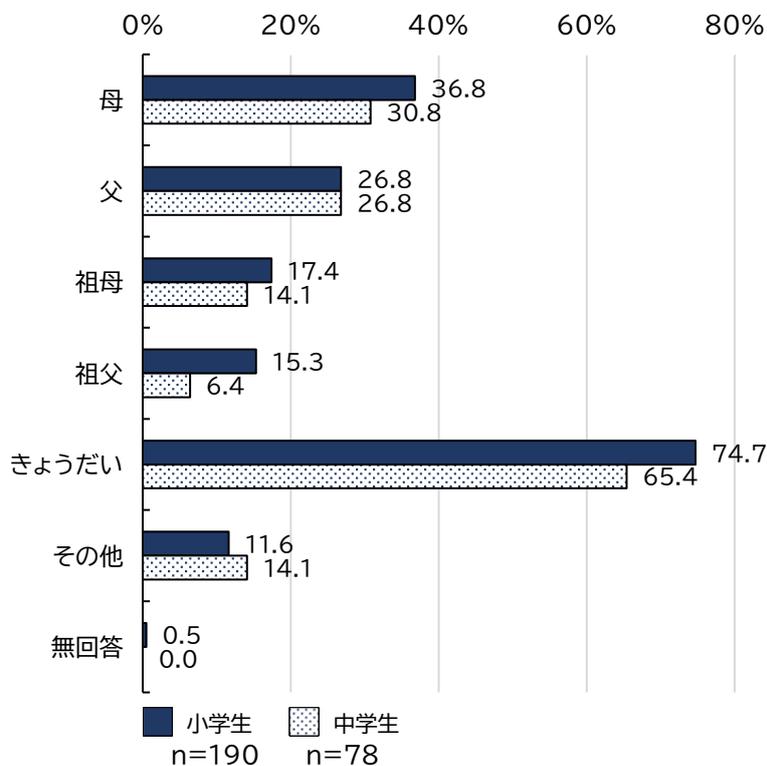
5) ヤングケアラーの状況

○困窮度が中央値未満の家庭でのヤングケアラーの割合が高くなっており「世話をしている人がいる」は困窮度Ⅲが一番高く 28.1%となっています。世話をしている相手は、小学生、中学生ともに「きょうだい」が一番多くなっており、次いで「母親」「父親」となっています。

■困窮度別 自分が世話をしている人の有無



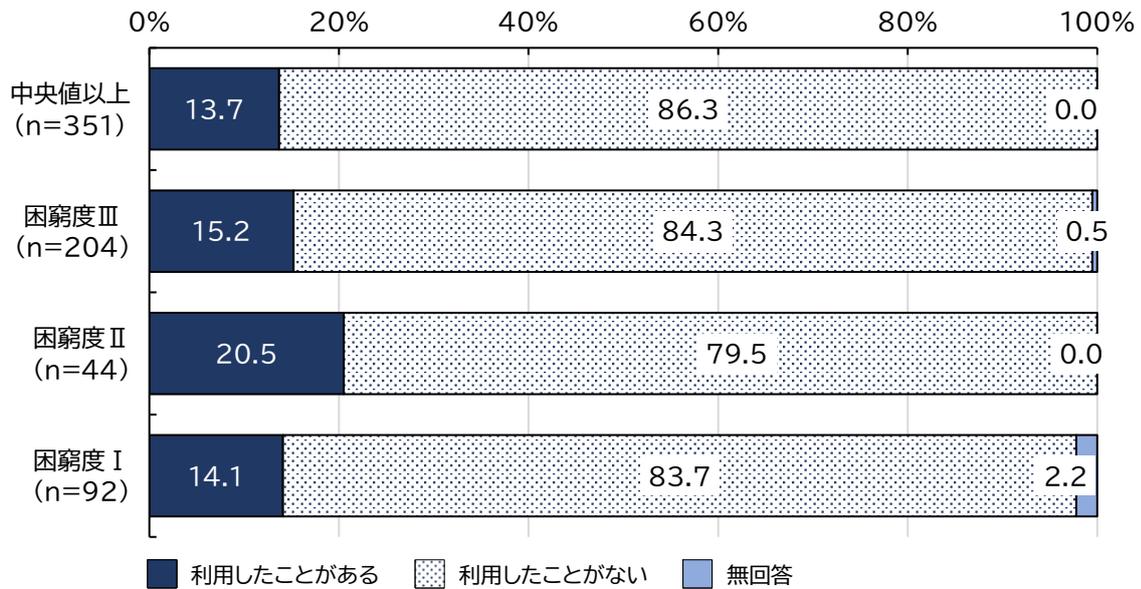
■世話をしている相手



6) こどもの居場所の利用経験

○困窮度が中央値未満の家庭は、中央値以上の家庭よりもこどもの居場所の利用経験が高くなっています。利用経験は、困窮度Ⅱが20.5%と一番多く、次いで、困窮度Ⅲが15.2%、困窮度Ⅰが14.1%、中央値以上が13.7%となっています。

■困窮度別 こどもの居場所の利用経験

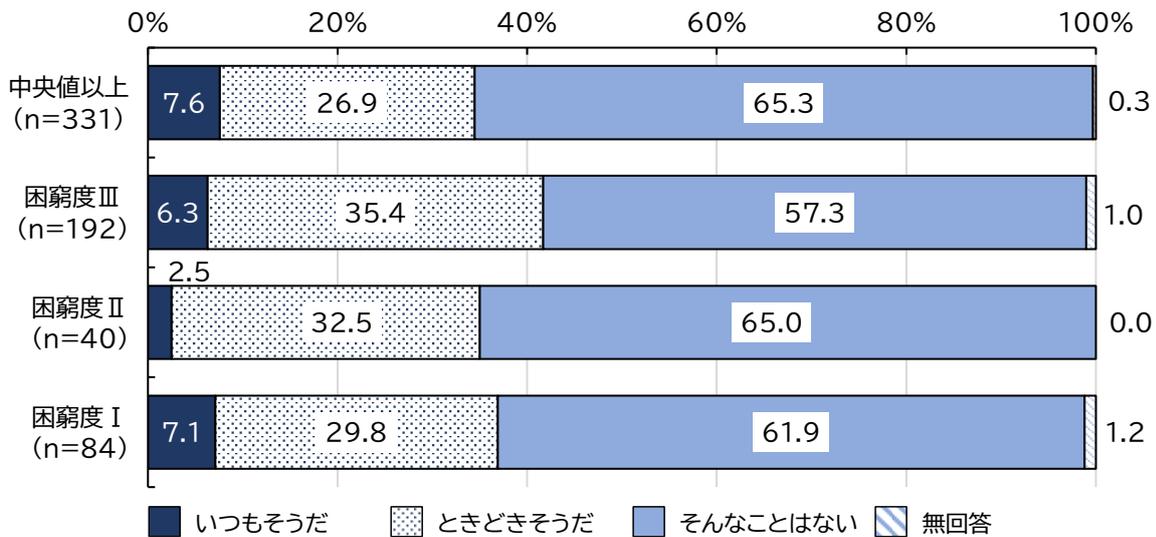


7) この一週間の気持ちの状況

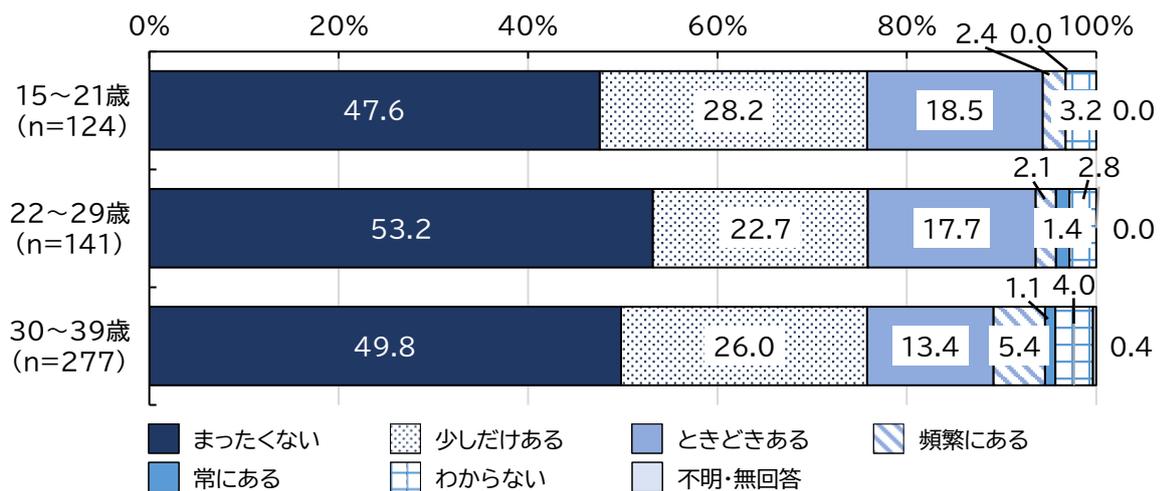
○「一人ぼっちのような気がする」という質問に対し「いつもそうだ」「ときどきそうだ」と回答した合計は、困窮度Ⅲが41.7%、困窮度Ⅰが36.9%、困窮度Ⅱが35%、中央値以上が34.5%となっており、困窮度Ⅲの割合が高くなっています。

○こども・若者意識調査では、孤独であると感じることが「ときどきある」「頻繁にある」の合計は、15～21歳が20.9%、22～29歳が19.8%、30～39歳が18.8%となっており、年齢が低いほど孤独であると感じる割合が高くなっています。

■困窮度別 一人ぼっちのような気がする



■【こども・若者意識調査】孤独であると感じることがある

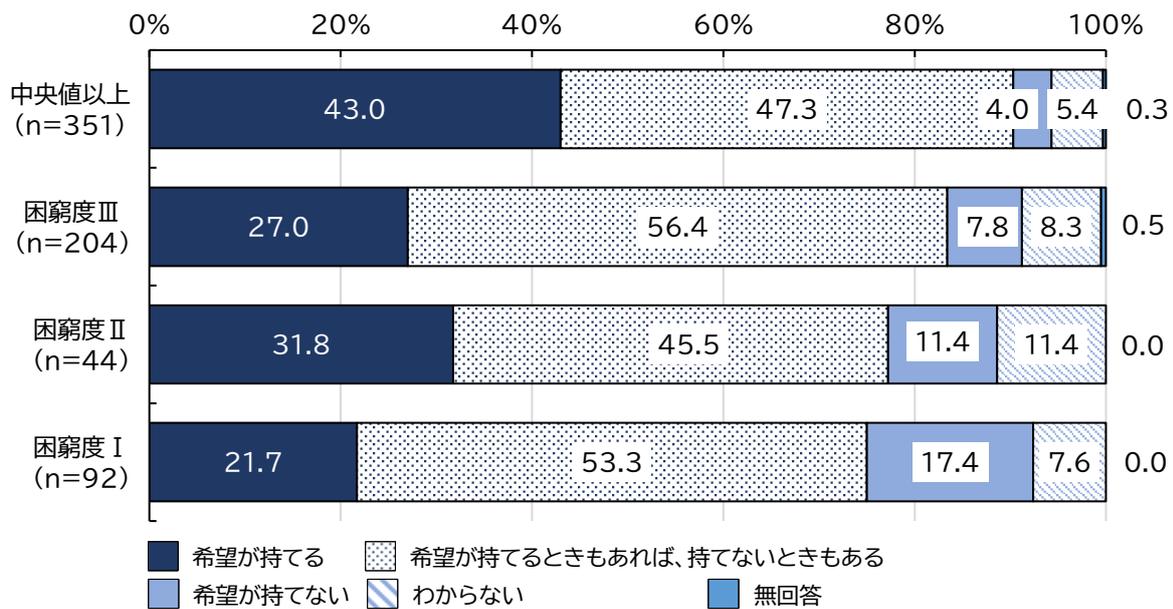


8) 心の状態

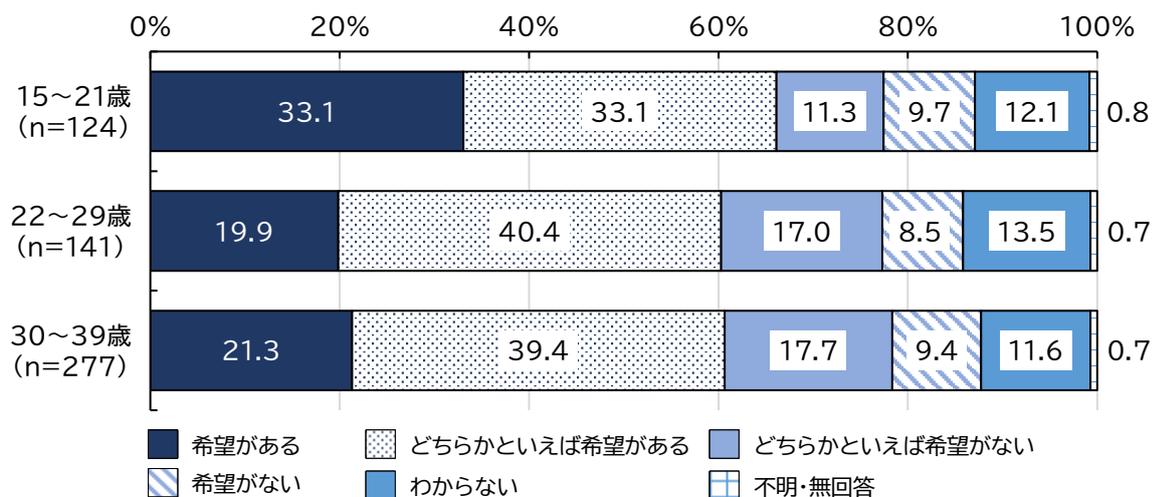
○困窮度が高いほど将来に対する希望を持っているこどもの割合が低くなっています。特に困窮度Ⅰの家庭では「希望が持てない」が17.4%となっています。

○こども・若者意識調査では、将来について「どちらかといえば希望がある」「希望がある」の合計は15～21歳では66.2%と最も高く、次いで、30～39歳が60.7%、22～29歳が60.3%となっています。

■困窮度別 将来に対して希望を持っているか



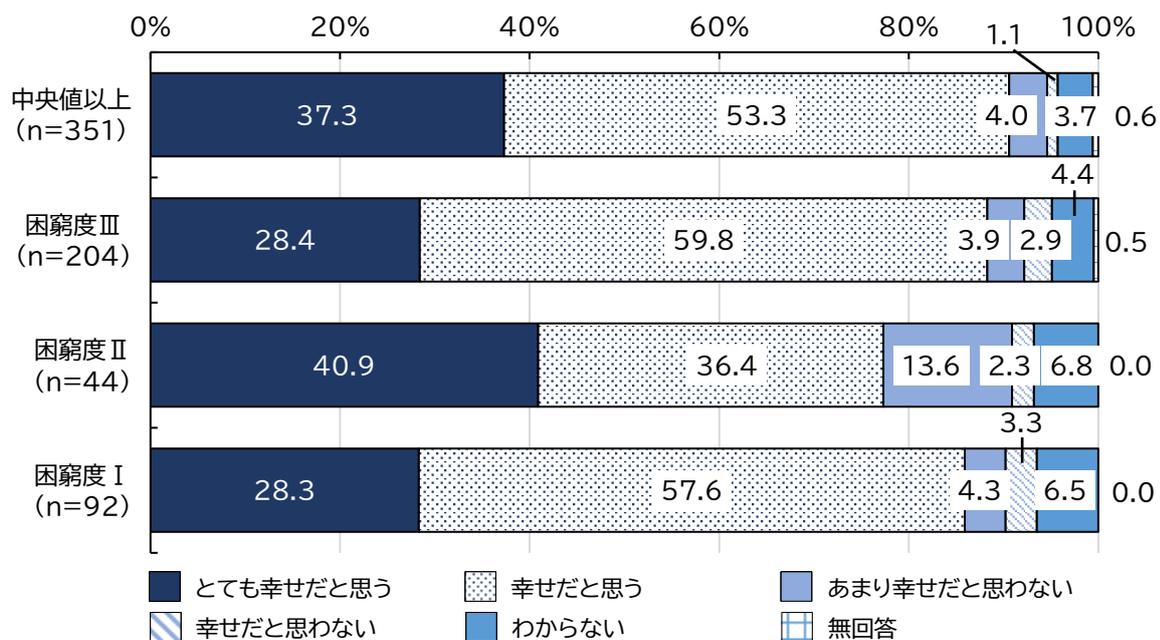
■【こども・若者意識調査】 将来について明るい希望があるか



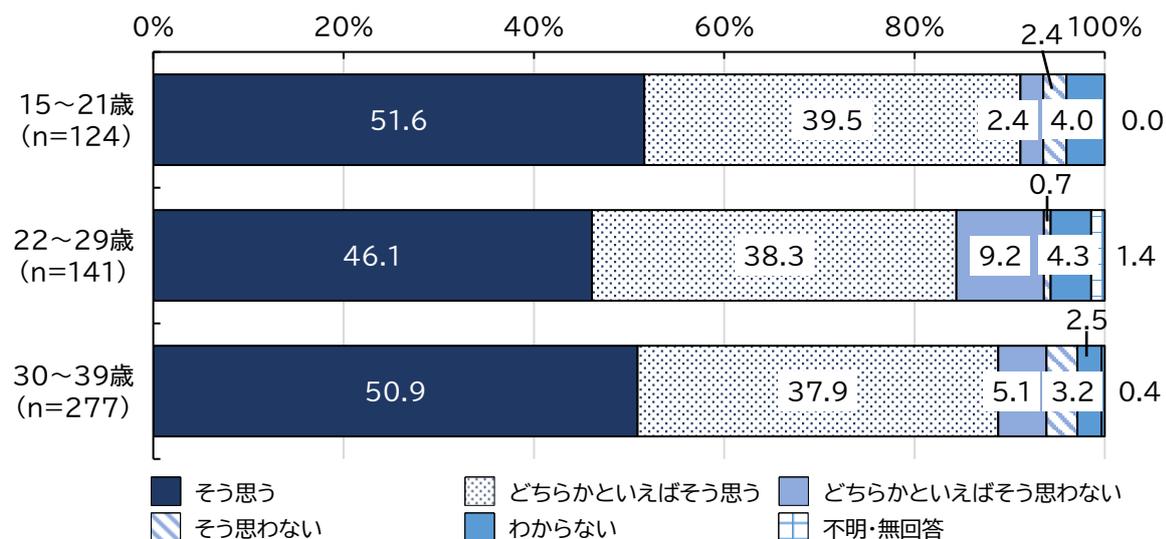
○困窮度が中央値未満の家庭は、中央値以上の家庭と比べて、自分が幸せだと感じていることの割合が低くなっています。「あまり幸せだと思わない」「幸せだと思わない」の合計は困窮度Ⅱが15.9%、困窮度Ⅰが7.6%、困窮度Ⅲが6.8%、中央値以上が5.1%となっています。

○子ども・若者意識調査では、今幸せだと感じるかについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は、15～21歳が最も多く91.1%、次いで、30～39歳が88.8%、22～29歳が84.4%となっています。

■困窮度別 自分が幸せだと思うか



■【子ども・若者意識調査】 今幸せだと感じるか



9) こどもの自己効力感

○平均自己効力感は困窮度が中央値以上の家庭が一番高く 8.6 点と最も高く、次いで、困窮度 I が 8.5 点、困窮度 II が 8.3 点、困窮度 III が 8.1 点となっており、困窮度が中央値未満の家庭では困窮度が高いほどこどもの自己効力感が高くなっています。

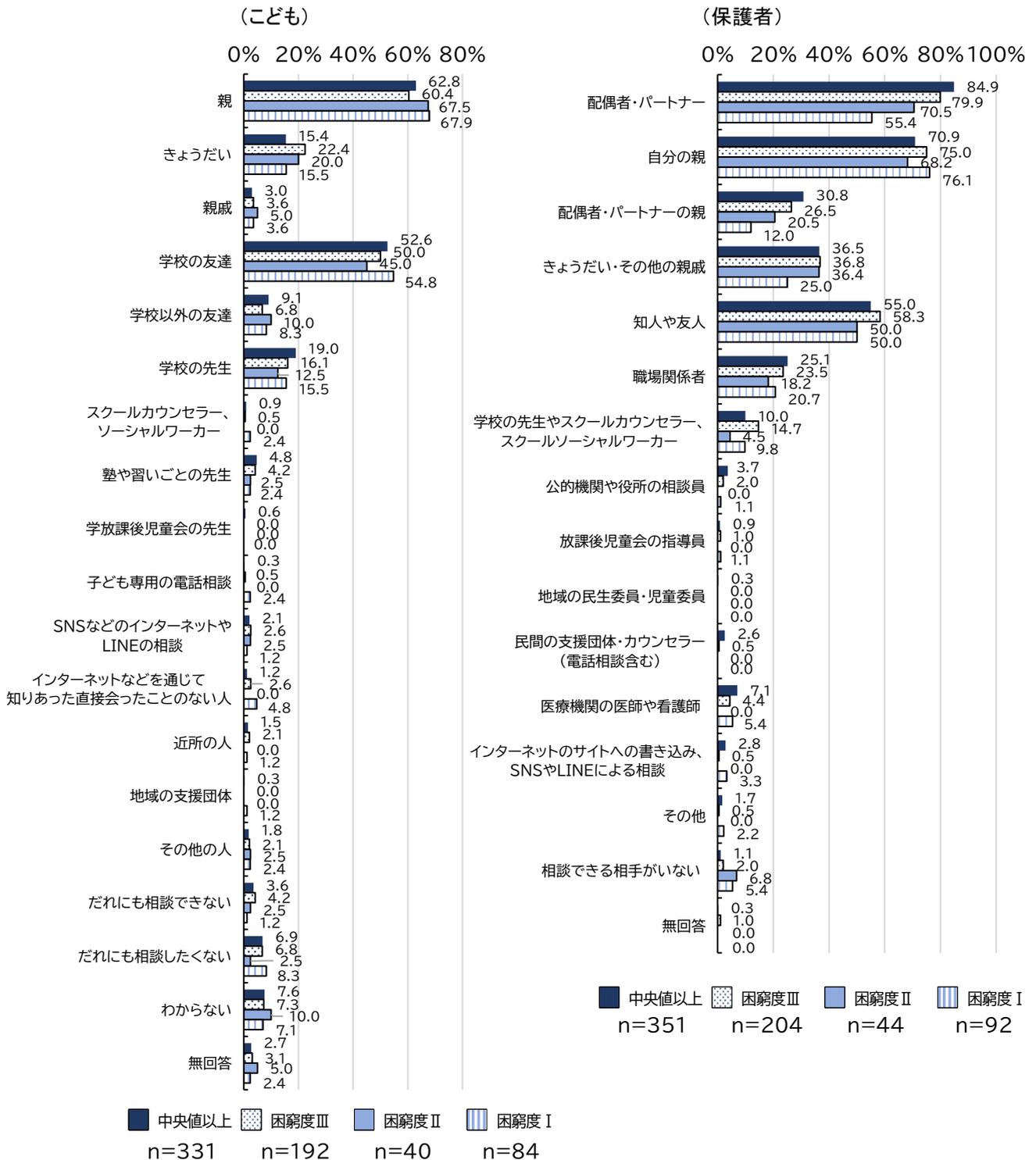
■困窮度別 平均自己効力感



10) 悩んでいるときの相談相手

○こどもの悩んでいるときの相談相手は困窮度に関わらず「親」が一番多く、次いで「学校の友達」となっています。保護者の相談相手は、困窮度に関わらず「配偶者・パートナー」が一番多く、次いで「自分の親」となっており、悩んでいるときの相談相手は家庭内の割合が高い傾向にあります。

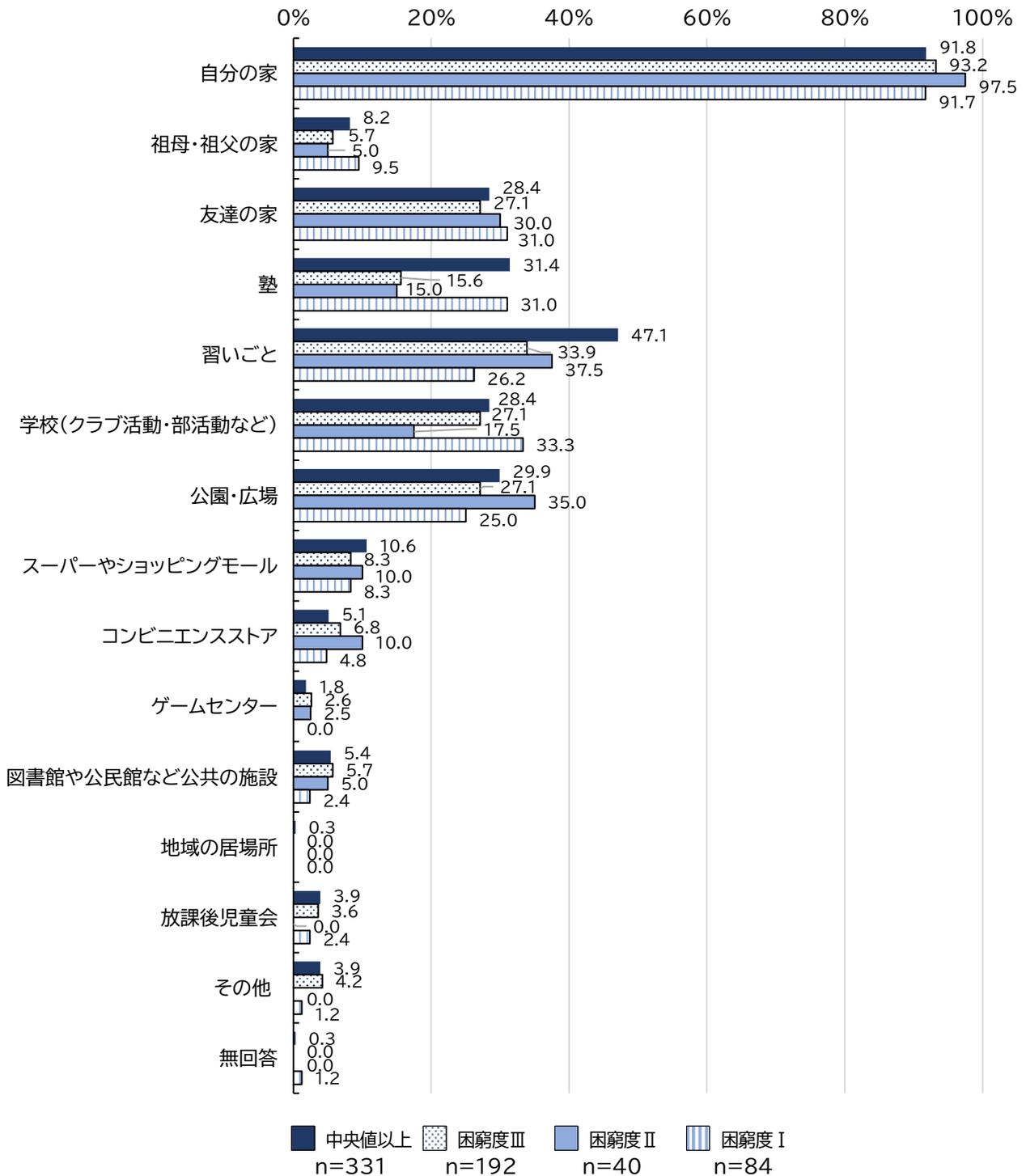
■困窮度別 悩んでいるときの相談相手



11) こどもの放課後の過ごし方

○困窮度に関わらず、放課後ひとりで過ごす場所として「自分の家」が最も高くなっています。
 次いで困窮度Ⅱ・Ⅲ・中央値以上の層は「習いごと」が多く、困窮度Ⅰの層は「学校（クラブ活動・部活動など）」となっています。

■困窮度別 放課後こどもが過ごす場所

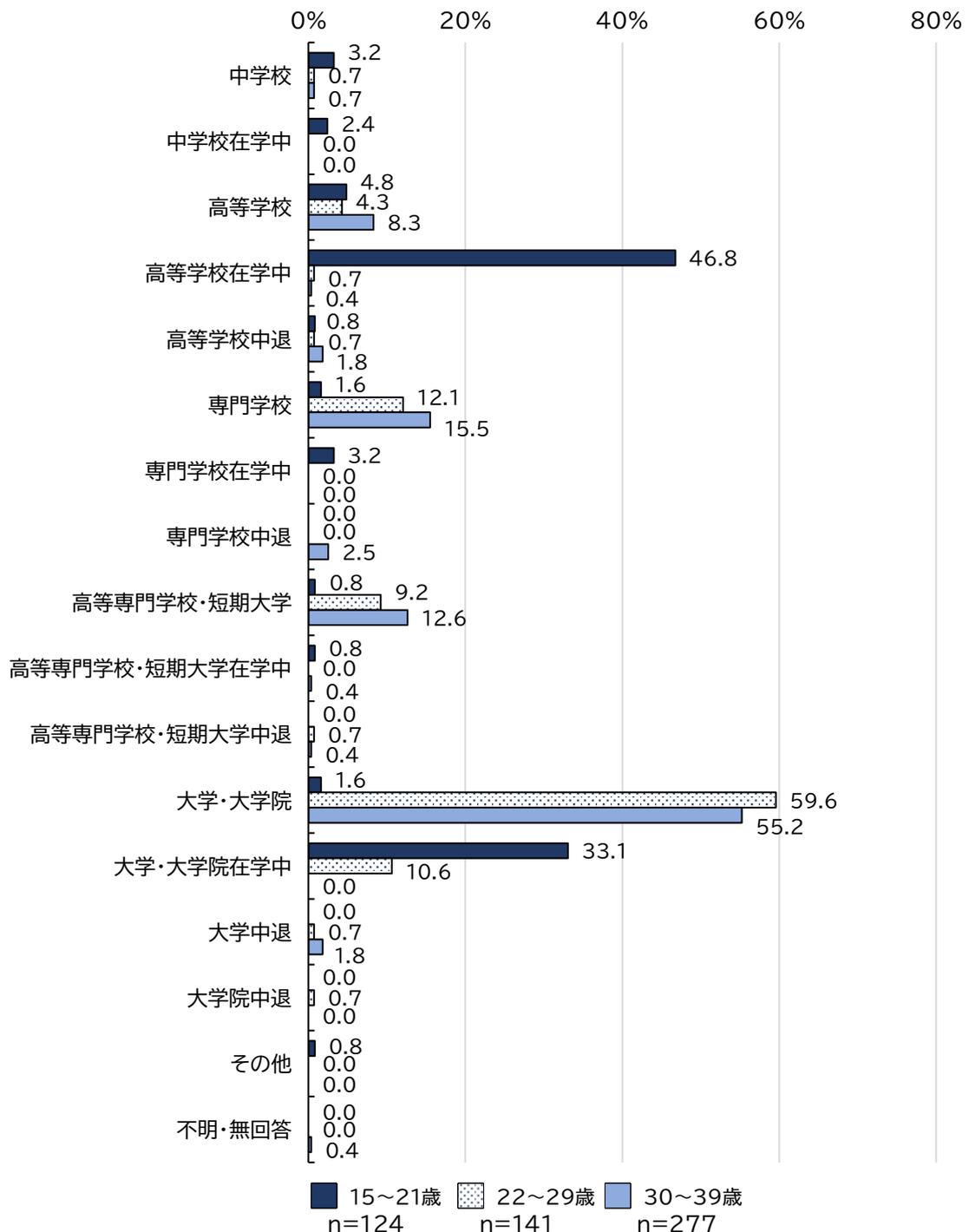


3 こども・若者意識調査結果

1) 本人の家族構成や働いている状況について

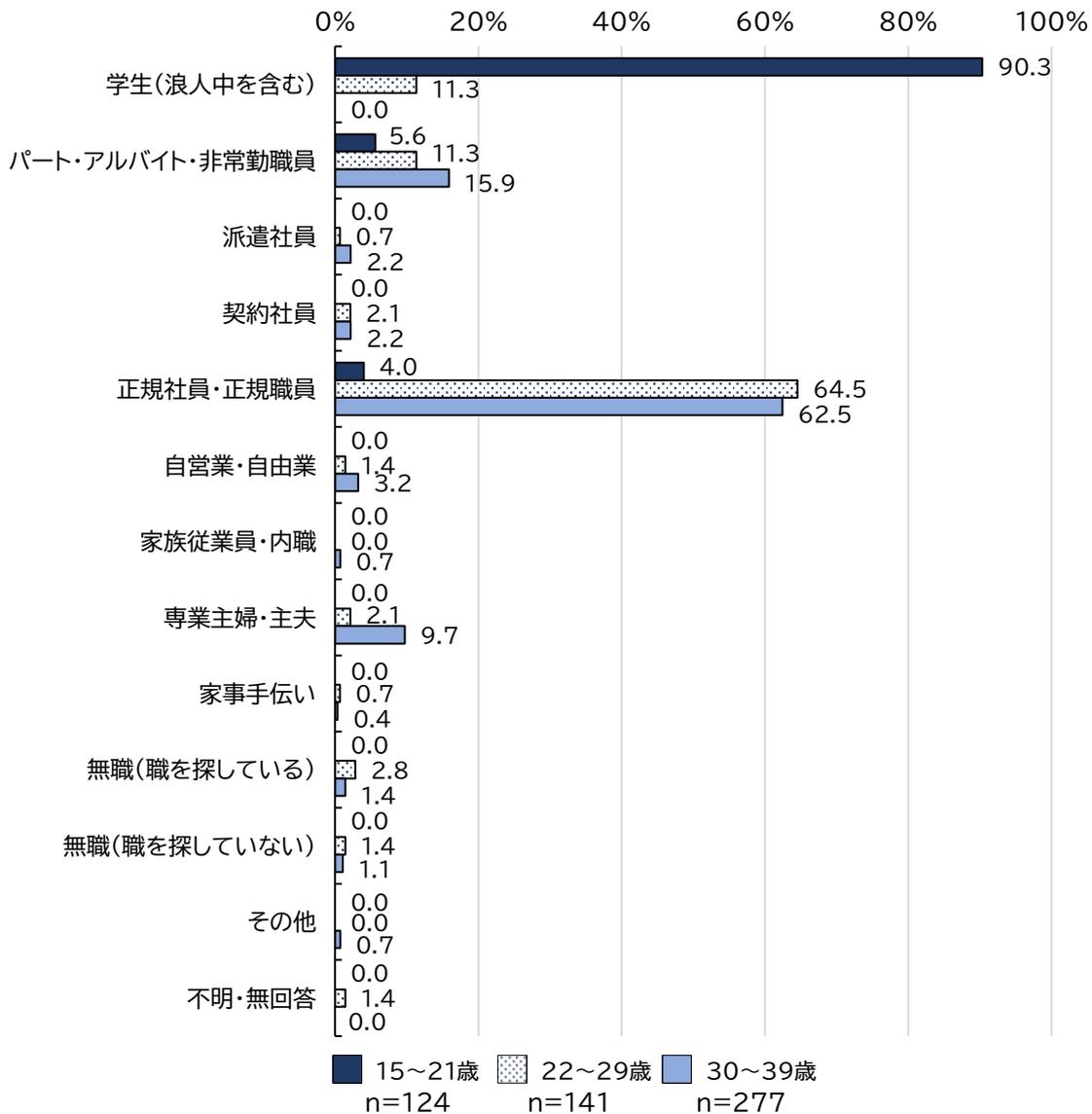
○最終学歴は 15～21 歳では「高等学校在学中」が 46.8%と最も多くなっており、22～29 歳と 30～39 歳ではともに「大学・大学院」が最も多くなっており 50%を超えています。

■最終学歴



○就労状況は、15～21歳では「学生（浪人中を含む）」が90.3%と最も多くなっています。22～29歳、30～39歳ではともに、「正規社員・正規職員」が60%以上と最も多く、「パート・アルバイト・非常勤職員」が10%以上となっています。

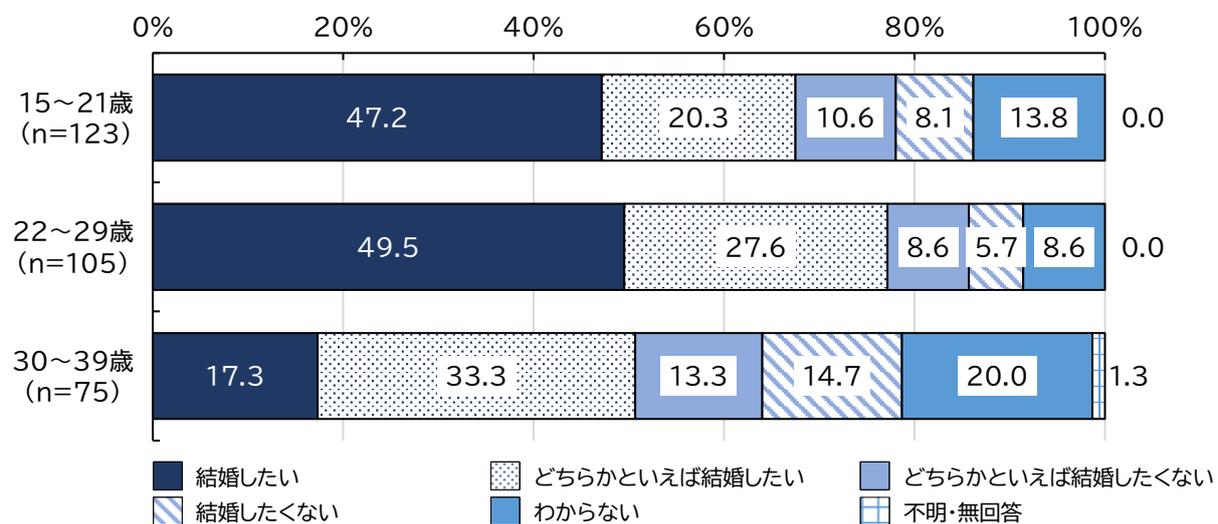
■就労状況



2) 結婚観・こども観について

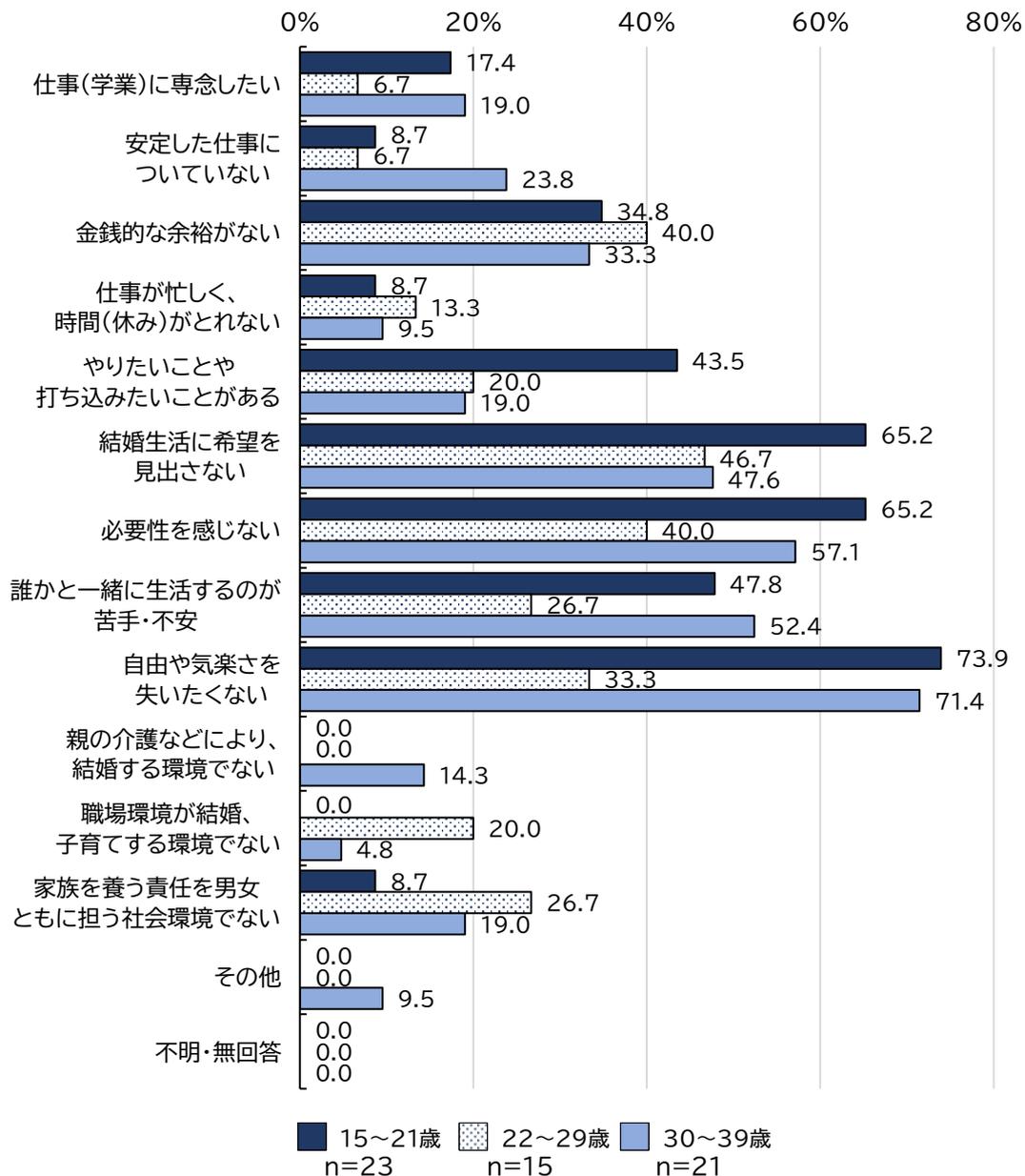
○結婚の意向は「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」の合計は、22～29歳が最も多く77.1%、次いで15～21歳が67.5%、30～39歳が50.6%となっています。

■結婚の意向



○結婚したくない理由は、15～21歳と30～39歳ともに「自由や気楽さを失いたくない」が最も多く、70%以上となっており、22～29歳では、「結婚生活に希望を見出さない」が46.7%と最も多くなっています。

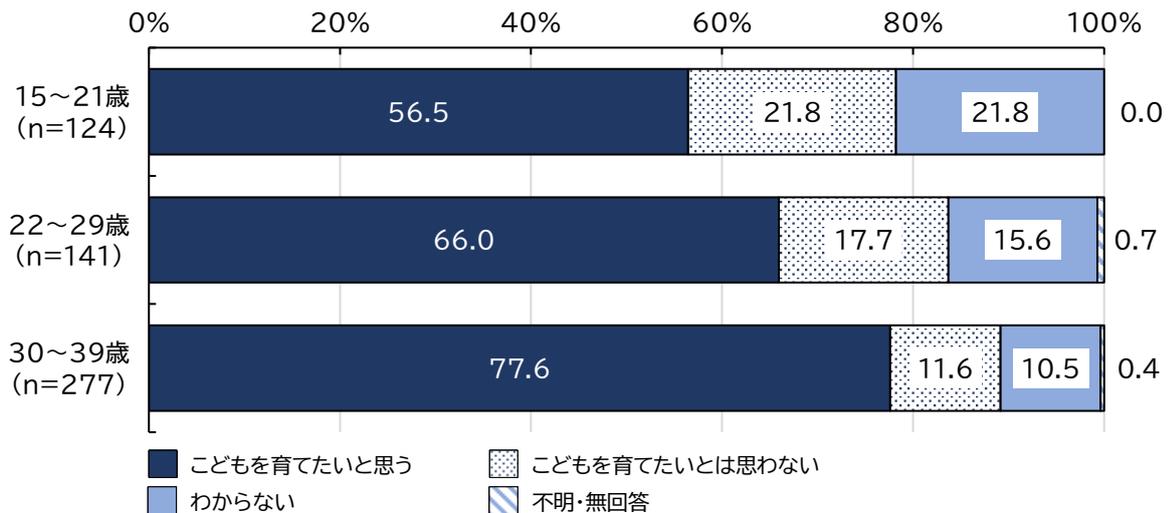
■結婚したくない理由



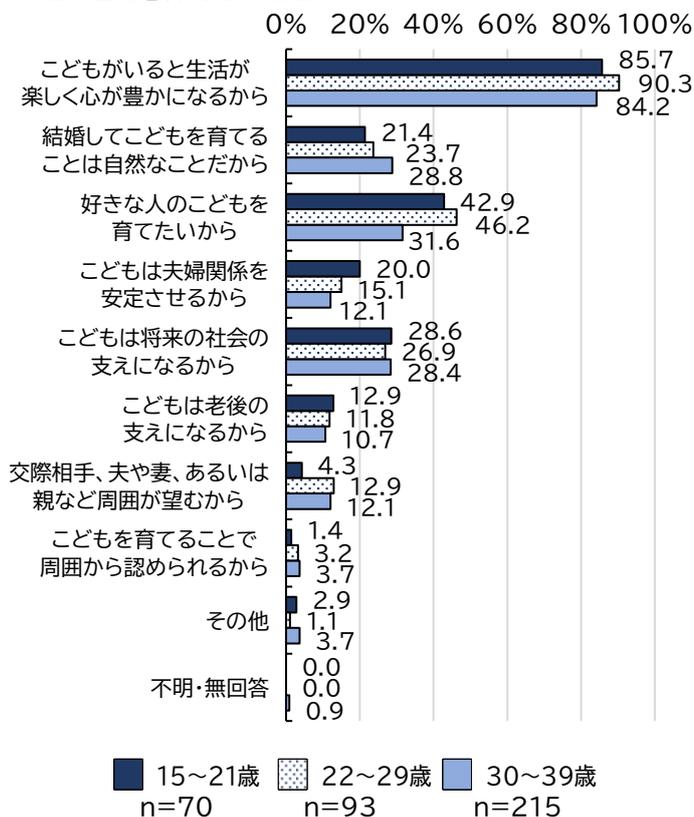
○子どもを育てる意思是、年齢が上がるほど「子どもを育てたいと思う」割合が高くなっていきます。また、15～21歳では「子どもを育てたいとは思わない」「わからない」が同じ21.8%となっています。

○子どもを育てたいと思う理由としてはどの年齢でも「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」が最も多く、子どもを育てたくない理由としては、15～21歳、22～29歳では「子育てや教育にお金がかかるから」30～39歳では「育児の精神的、肉体的負担が増えるから」が多くなっています。

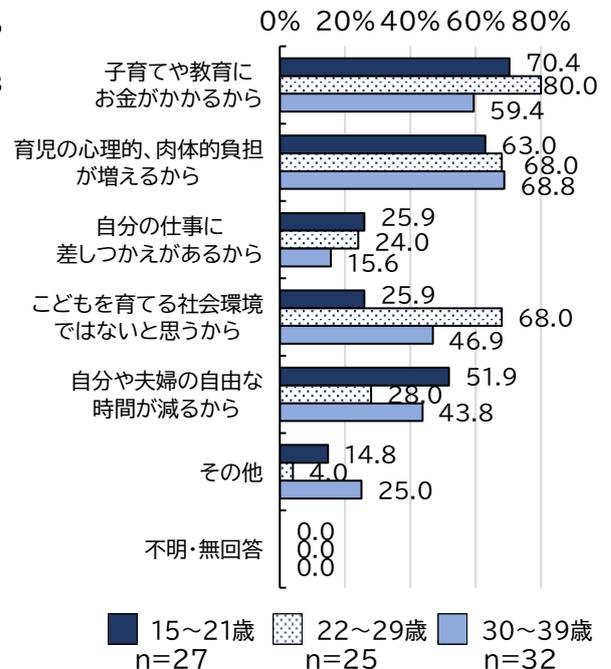
■子どもを育てる意思



■子どもを育てたい理由



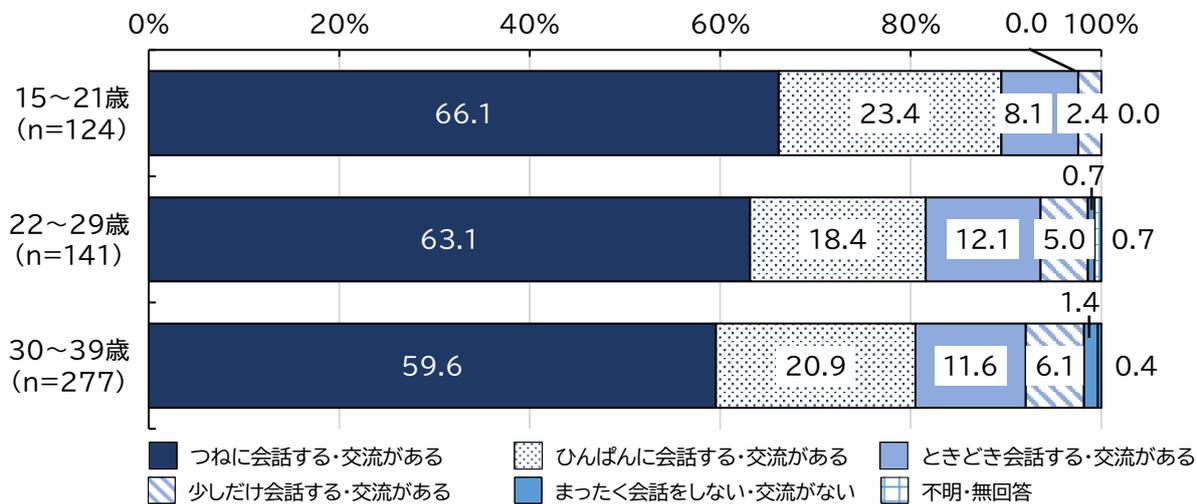
■子どもを育てたくない理由



3) 人生観・充実度・他者との関り

○会話・交流の有無は、年齢が上がるほど会話や交流が減少しています。22～29歳、30～39歳では「まったく会話をしない・交流がない」という回答も見られます。

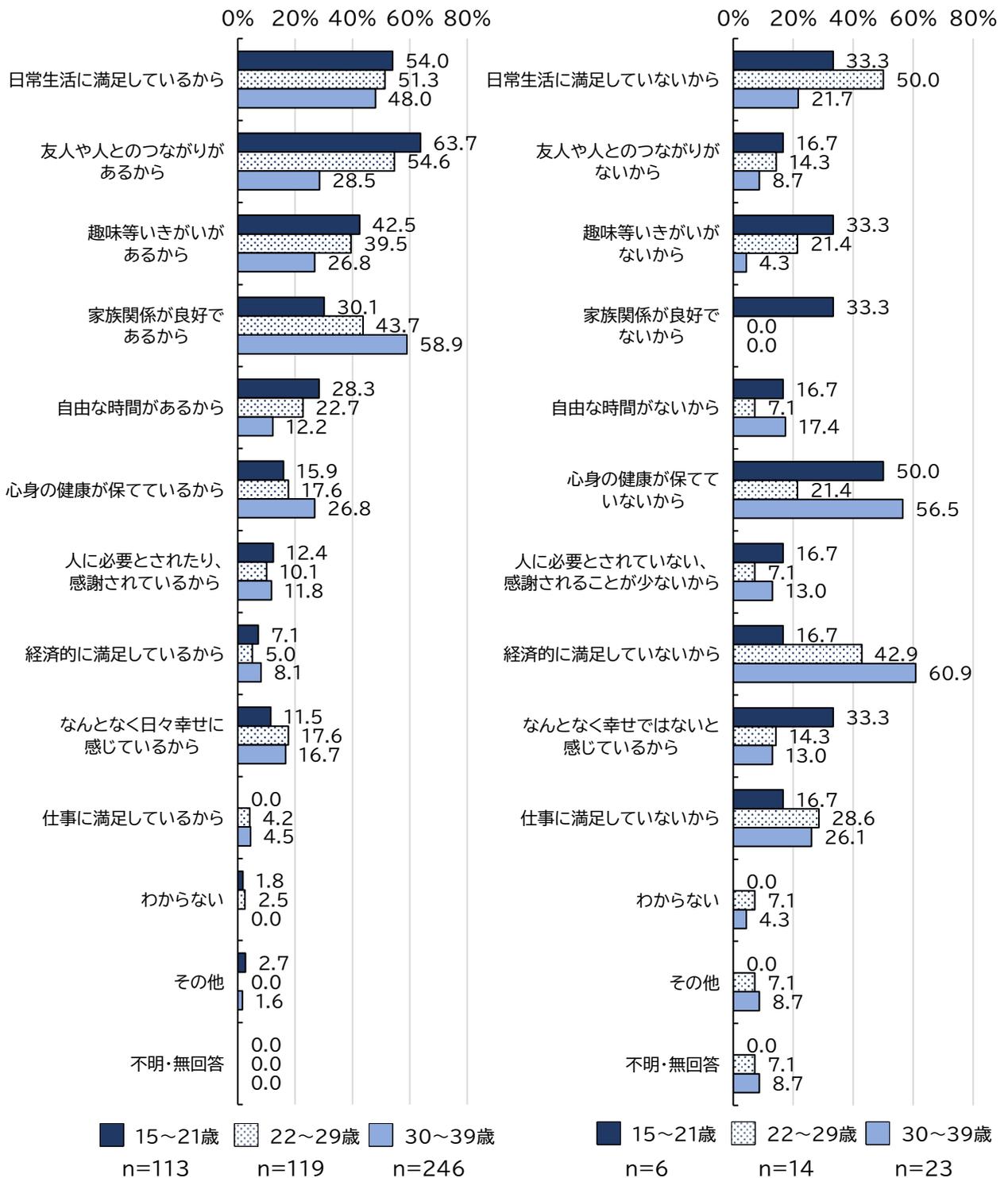
■会話・交流の有無



○幸せと感じる理由は、15～21歳と22～29歳では「友人や人とのつながりがあるから」30～39歳では「家族関係が良好であるから」が最も多く、幸せと感じない理由は15～21歳では「心身の健康が保てていないから」22～29歳では「日常生活に満足していないから」30～39歳では「経済的に満足していないから」が最も多くなっています。

■ 幸せと感じる理由

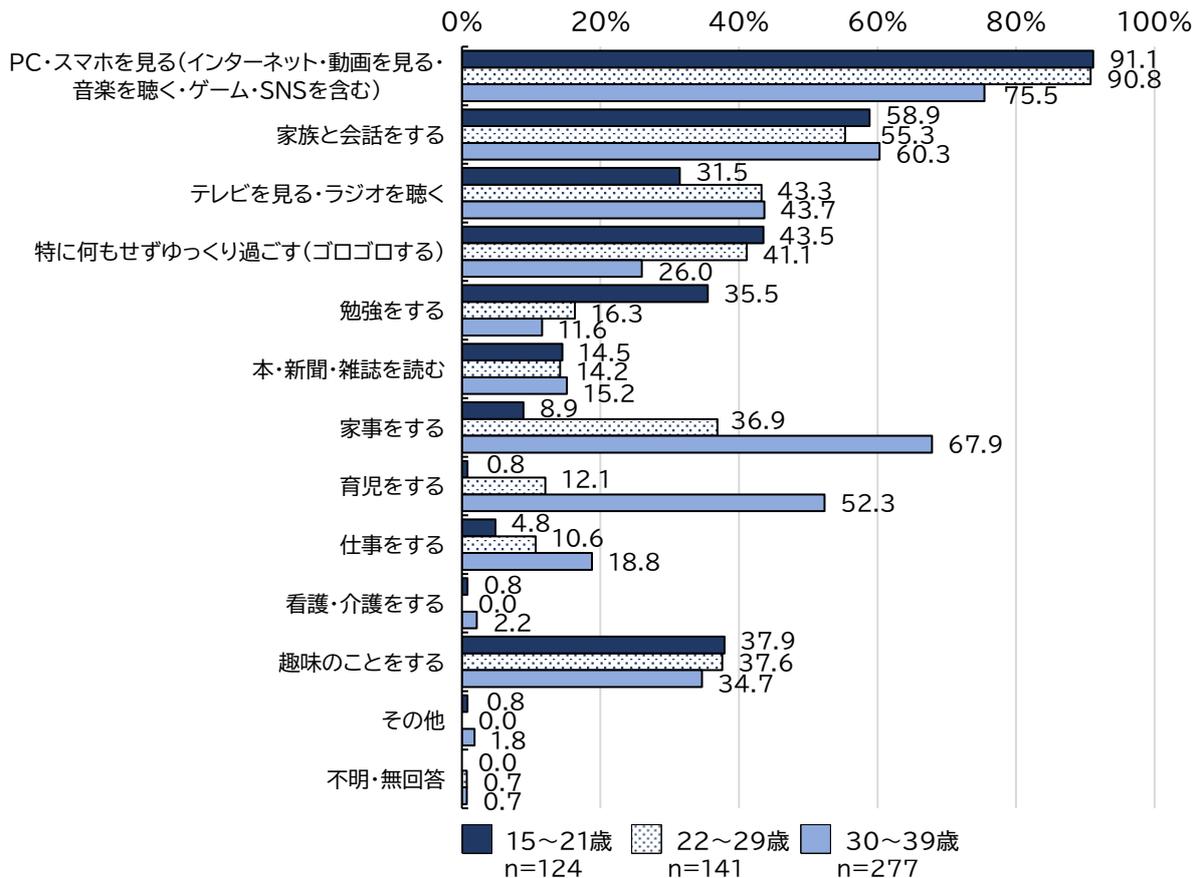
■ 幸せと感じない理由



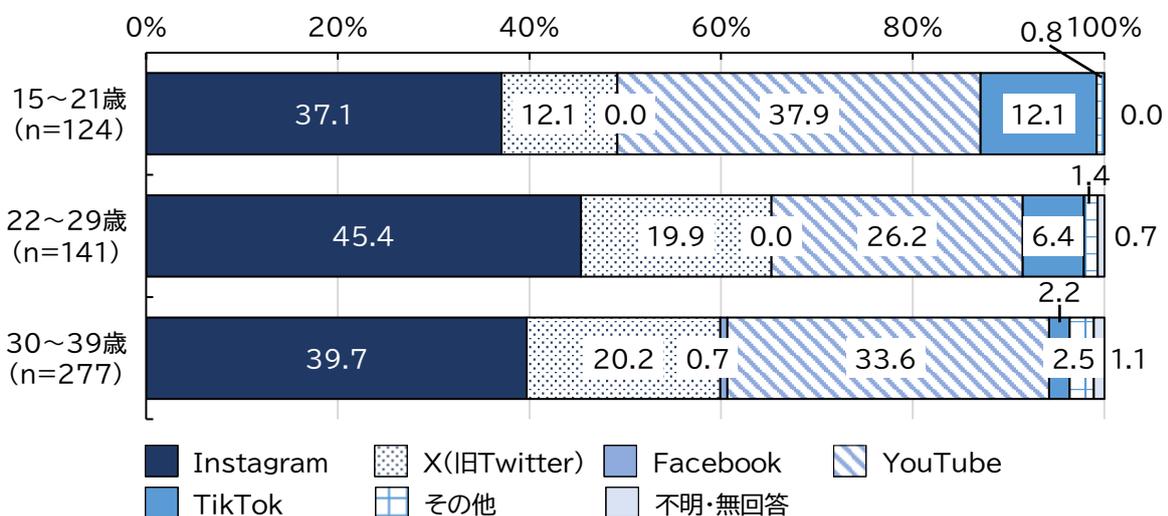
○家でよくすることは、すべての年齢で「PC・スマホを見る（インターネット・動画を見る・音楽を聴く・ゲーム・SNSを含む）」が80～90%以上と最も多くなっています。次いで15～21歳、22～29歳では「家族と会話をする」が55%以上、30～39歳では「家事をする」が67.9%となっています。

○よく利用するSNSの媒体は、15～21歳では「YouTube」が最も多く37.9%、22～29歳と30～39歳では「Instagram」が最も多く、22～29歳では45.4%、30～39歳では39.7%となっています。

■家でよくすること



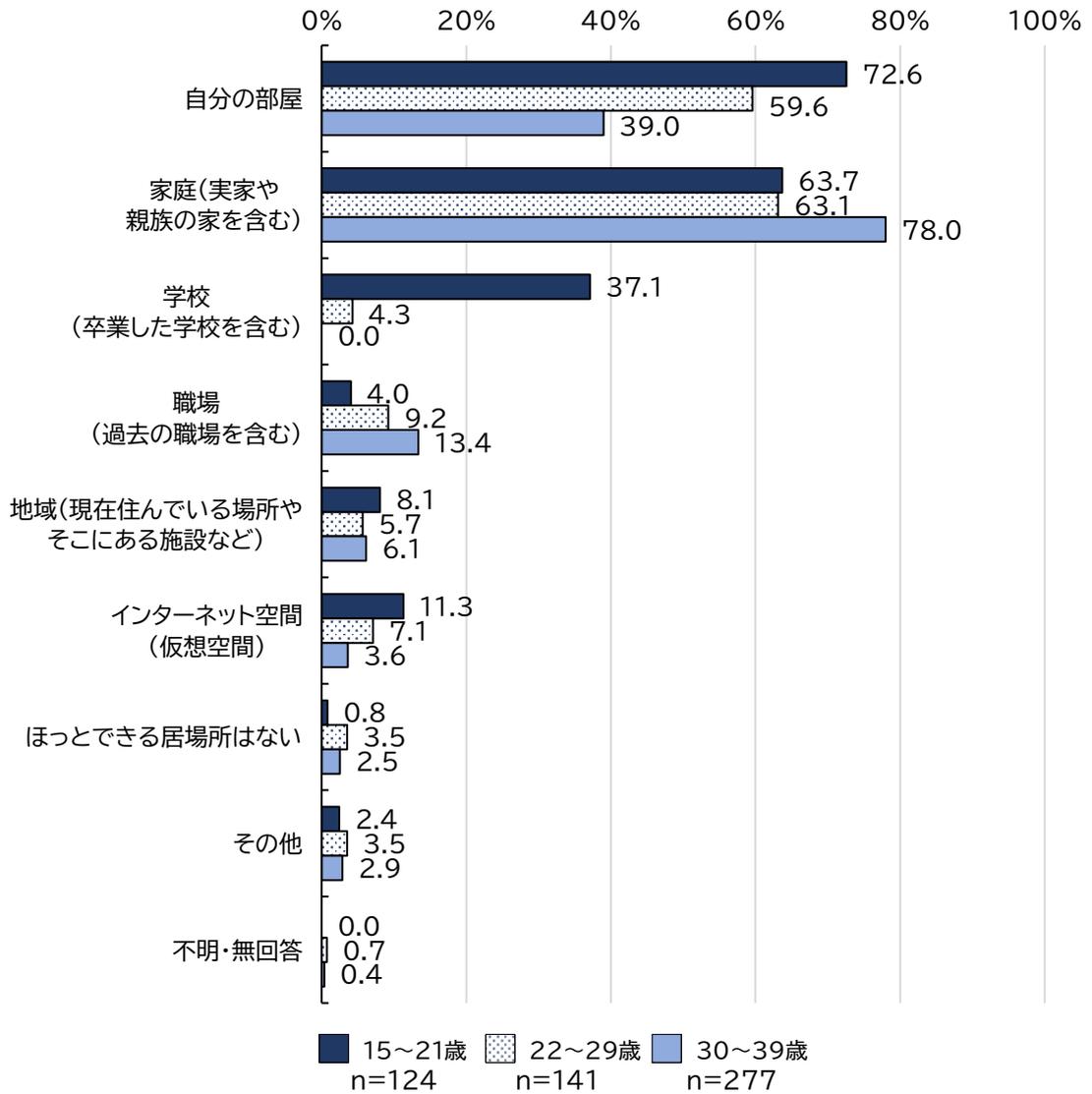
■よく利用するSNSの媒体



4) 居場所について

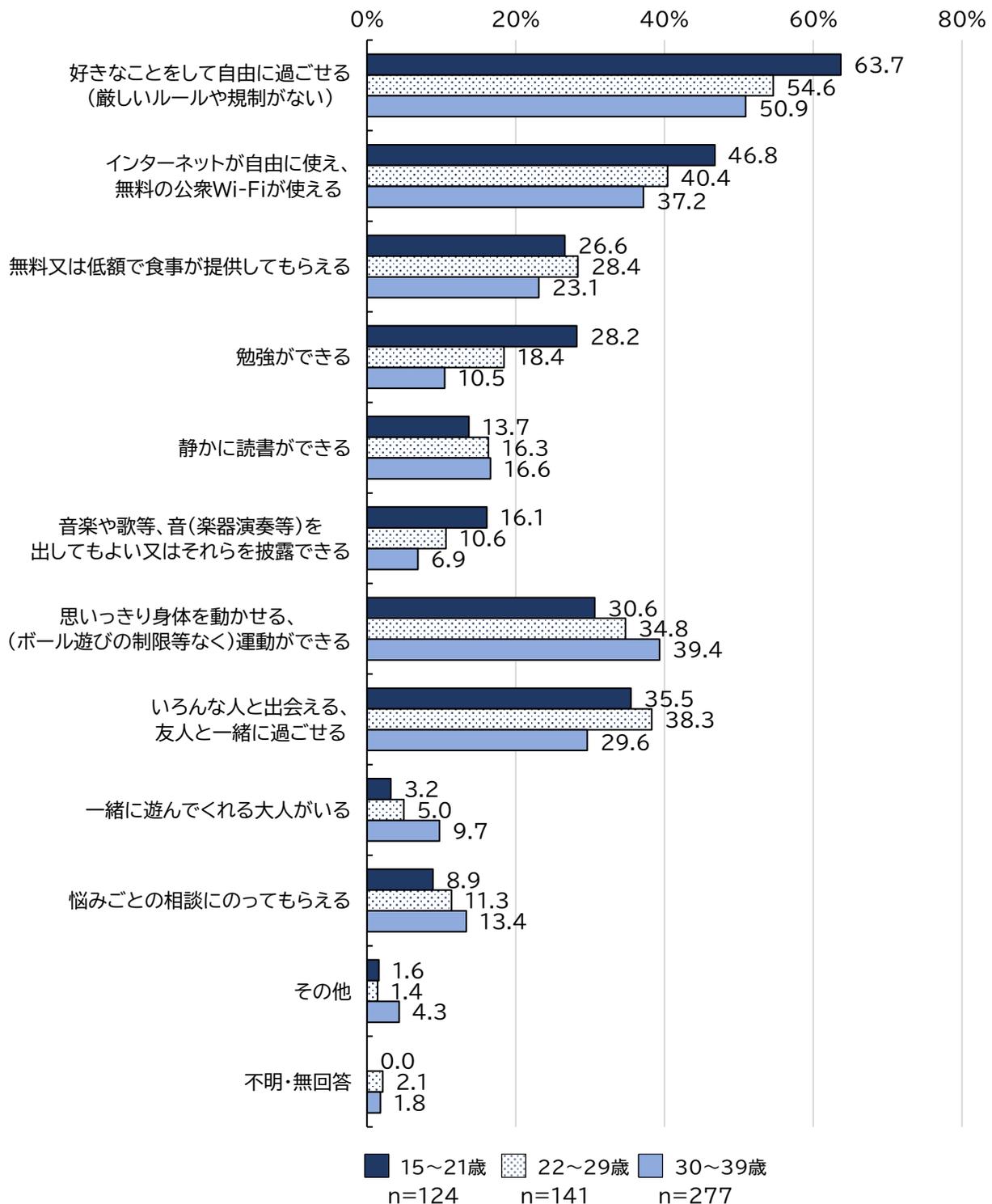
○居心地の良い居場所は、15～21歳では「自分の部屋」が72.6%と最も多く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」が63.7%となっています。22～29歳と30～39歳では「家庭（実家や親族の家を含む）」が最も多く、次いで「自分の部屋」となっています。

■居心地の良い場所



○利用したい居場所は、すべての年齢で「好きなことをして自由に過ごせる（厳しいルールや規制がない）」が50%以上と最も多くなっています。次いで15～21歳と22～29歳では「インターネットが自由に使える、無料の公衆Wi-Fiが使える」が40%以上、30～39歳では「思いっきり身体を動かせる、（ボール遊びの制限等なく）運動ができる」が39.4%と多くなっています。

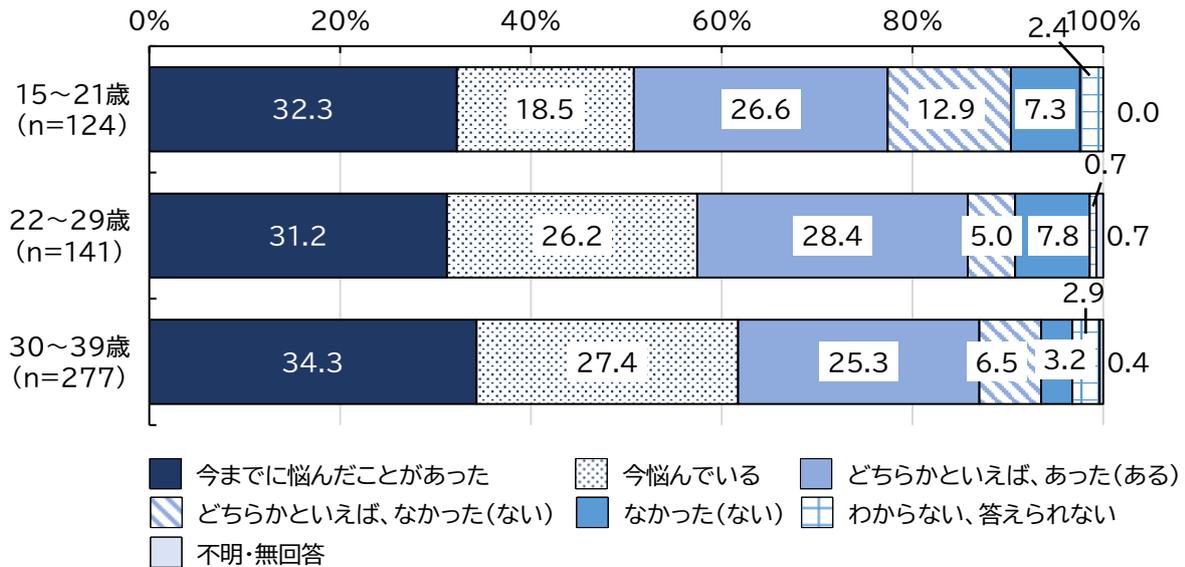
■利用したい居場所



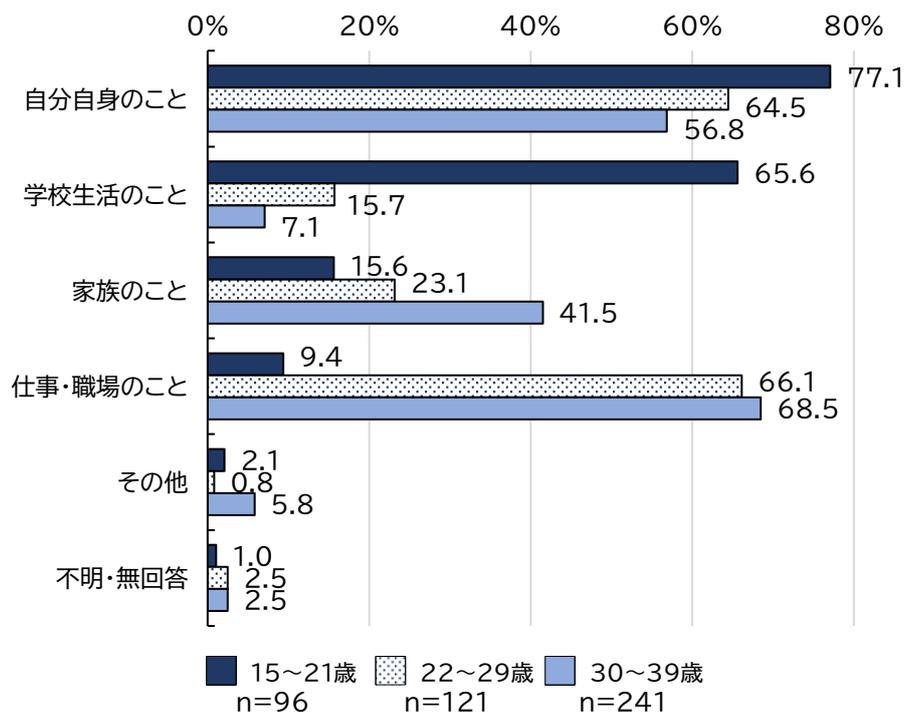
5) 相談・支援について

○悩んでいることの有無は「今までに悩んだことがあった」「今悩んでいる」「どちらかといえば、あった(ある)」の合計は、30～39歳が87%と最も多く、次いで22～29歳が85.8%、15～21歳が77.4%となっており、年齢が上がるほど悩みがある割合が高くなっています。悩んでいる理由は、15～21歳では「自分自身のこと」が77.1%と最も多く、22～29歳と30～39歳では「仕事・職場のこと」が65%以上と最も多くなっています。

■悩んでいることの有無

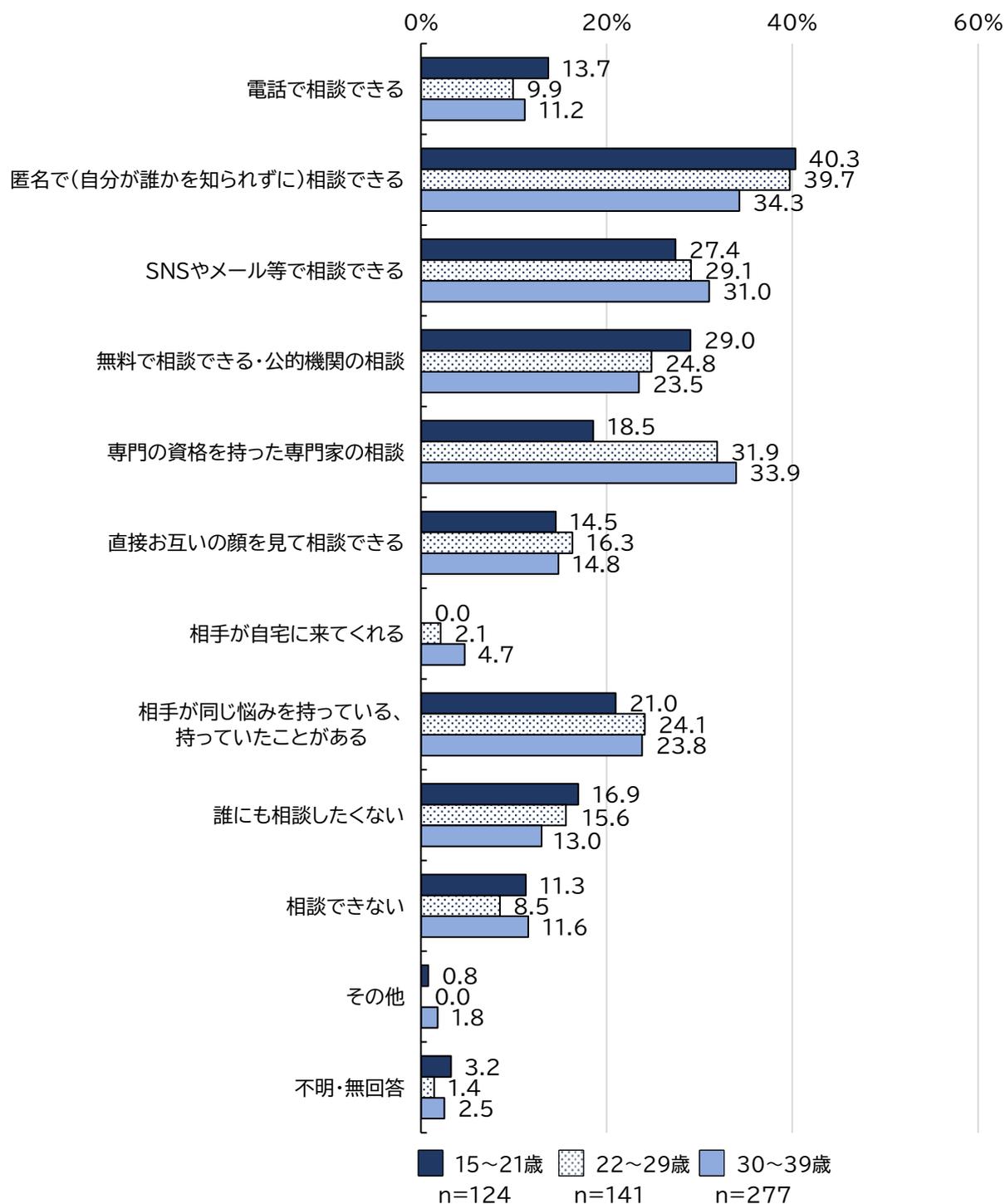


■悩んでいた・悩んでいる理由



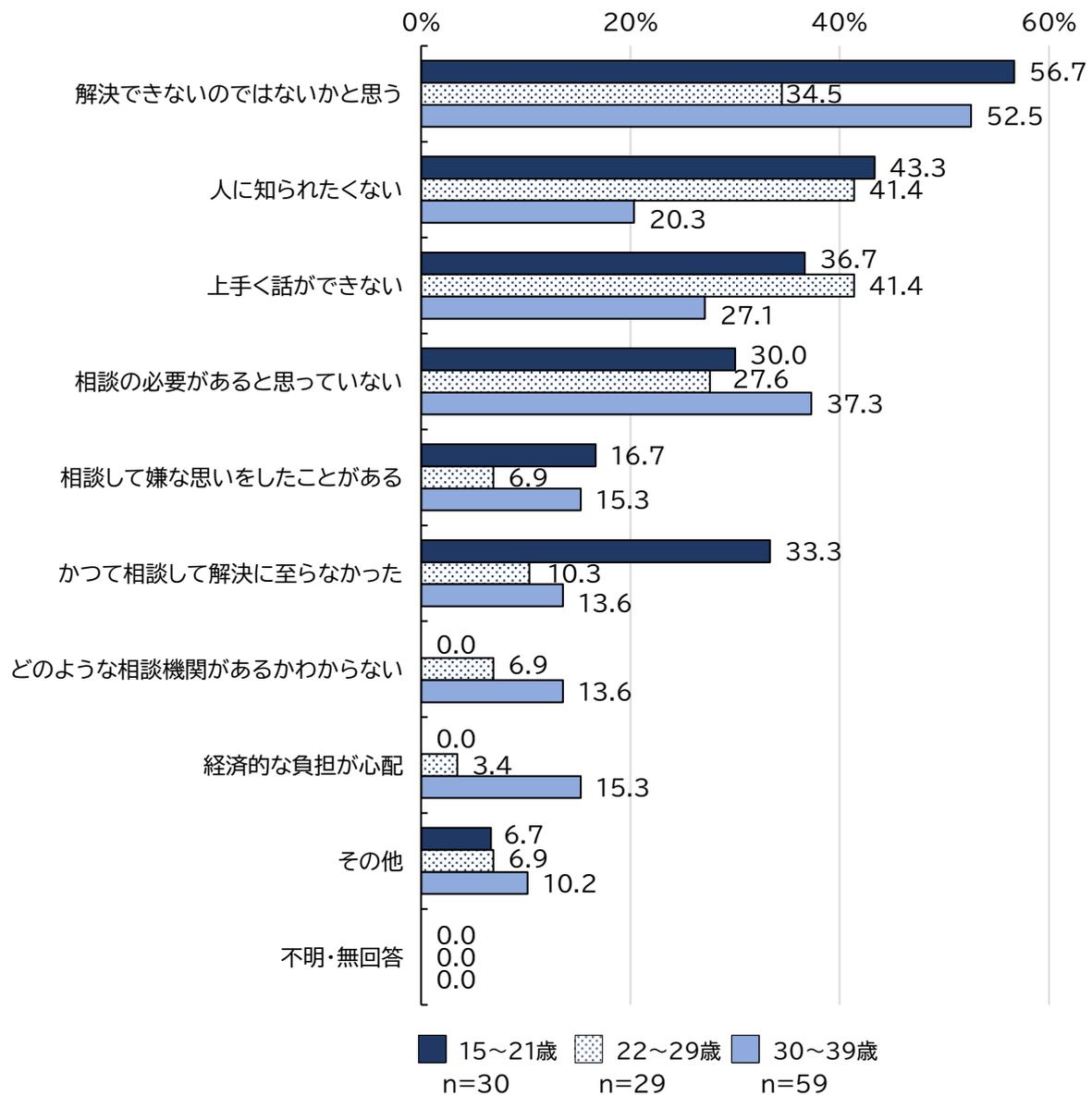
○相談したい人・場所・方法は、すべての年齢で「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」が最も多くなっています。次いで、22～29歳と30～39歳では「専門の資格を持った専門家の相談」が30%以上と多くなっており、15～21歳は「無料で相談できる・公的機関の相談」が29%と多くなっています。

■(家族や知り合い以外)相談したい人・場所・方法



○誰にも相談できない理由は、15～21歳と30～39歳では「解決できないのではないかと思います」が50%以上と最も多く、22～29歳では「人に知られたくない」「上手く話ができない」が41.4%と最も多くなっています。また、15～21歳では「かつて相談して解決に至らなかった」が33.3%となっています。

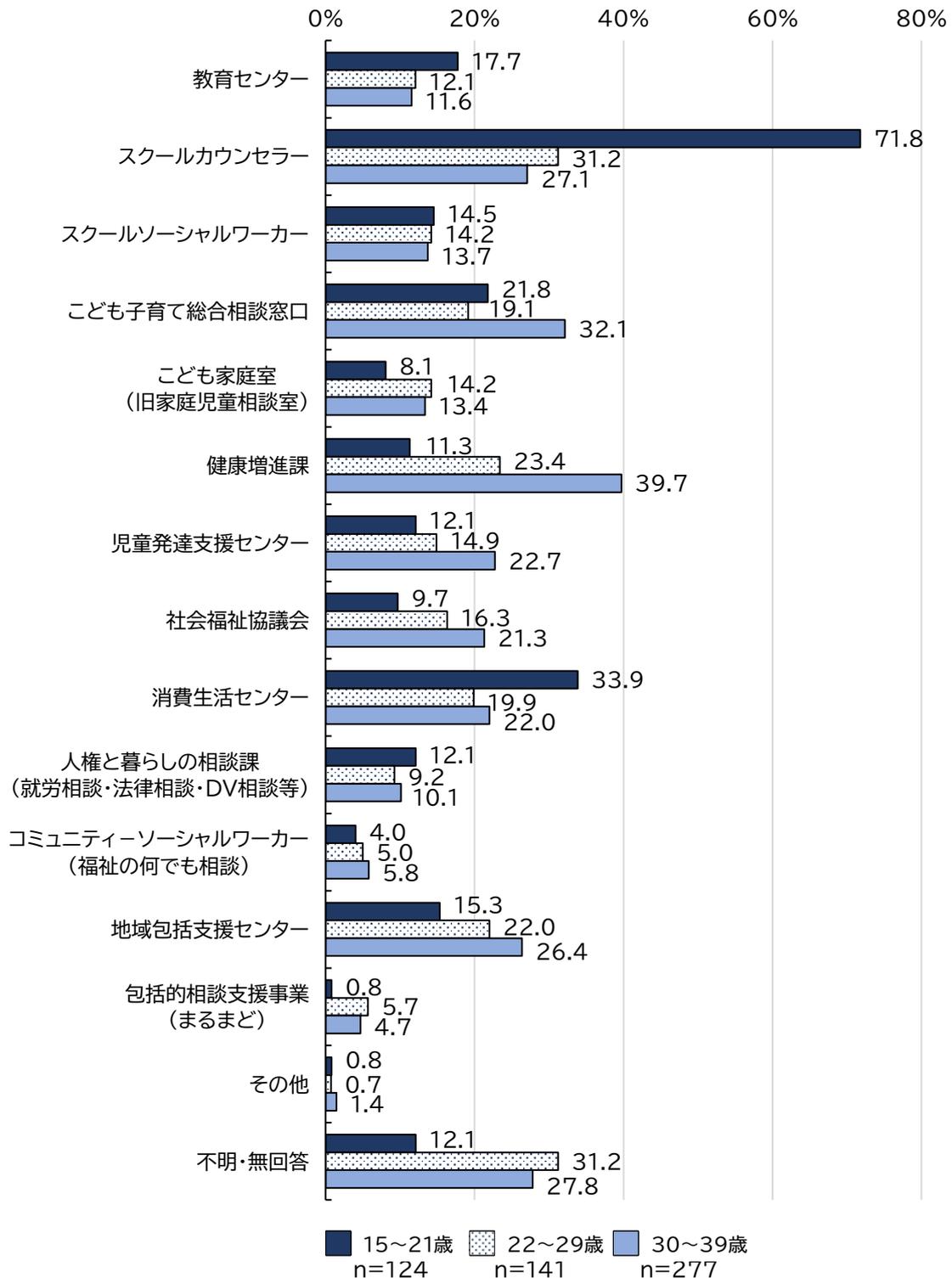
■誰にも相談できない理由



6) 交野市について

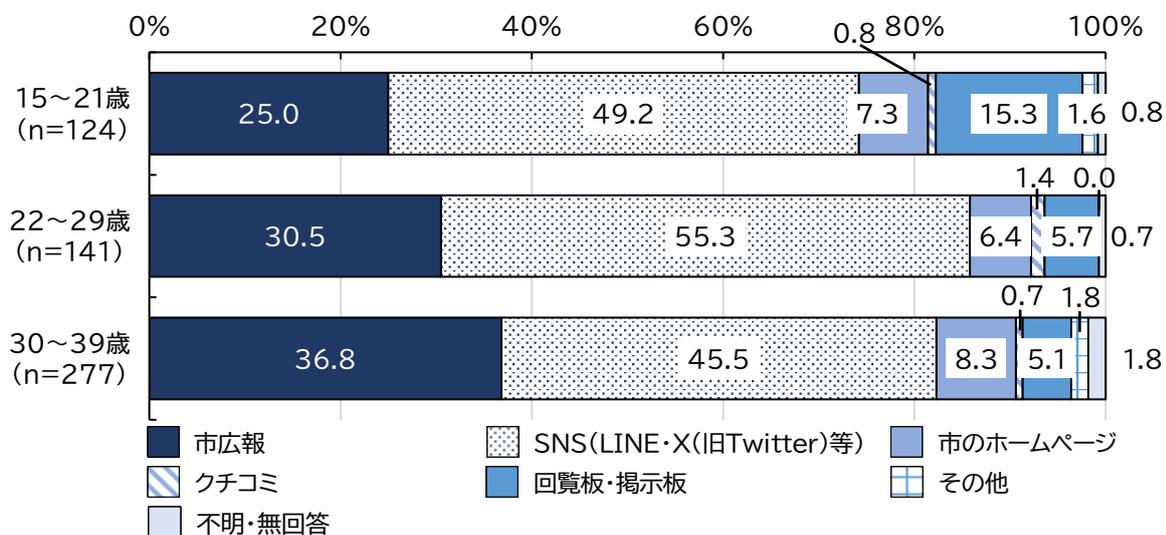
○市の相談機関の認知度は、15～21歳と22～29歳では「スクールカウンセラー」が最も多く、15～21歳では71.8%、22～29歳では31.2%となっています。30～39歳では「健康増進課」が最も多く、39.7%となっています。

■市の相談機関の認知度



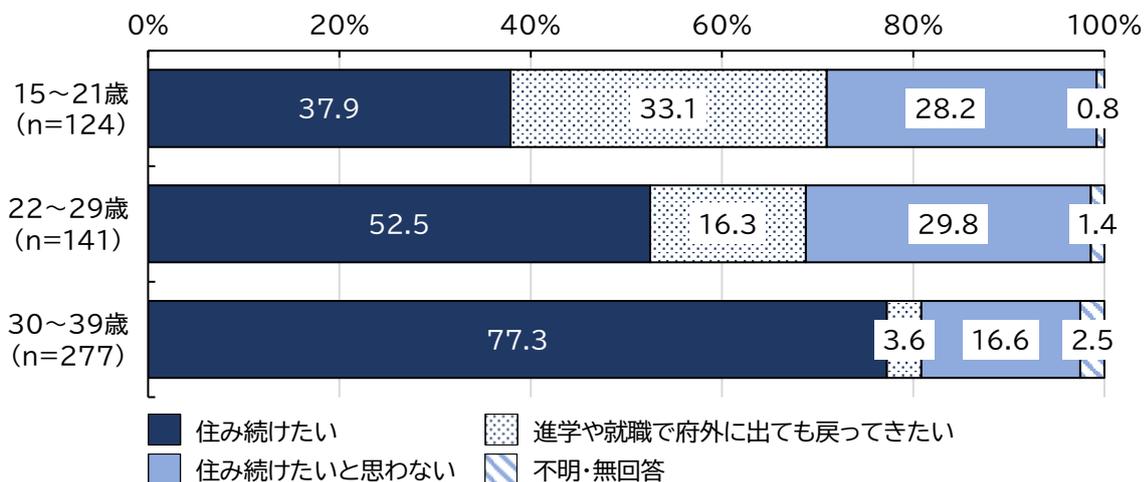
○情報を受け取りやすい方法は、どの年齢でも「SNS (LINE・X (旧 Twitter) 等)」が最も多く、次いで「市広報」となっています。

■情報を受け取りやすい方法



○市に住み続けたいかは「住み続けたい」「進学や就職で府外に出ても戻ってきたい」の合計は30~39歳が80.9%と最も多く、次いで15~21歳が71%、22~29歳が68.8%となっています。

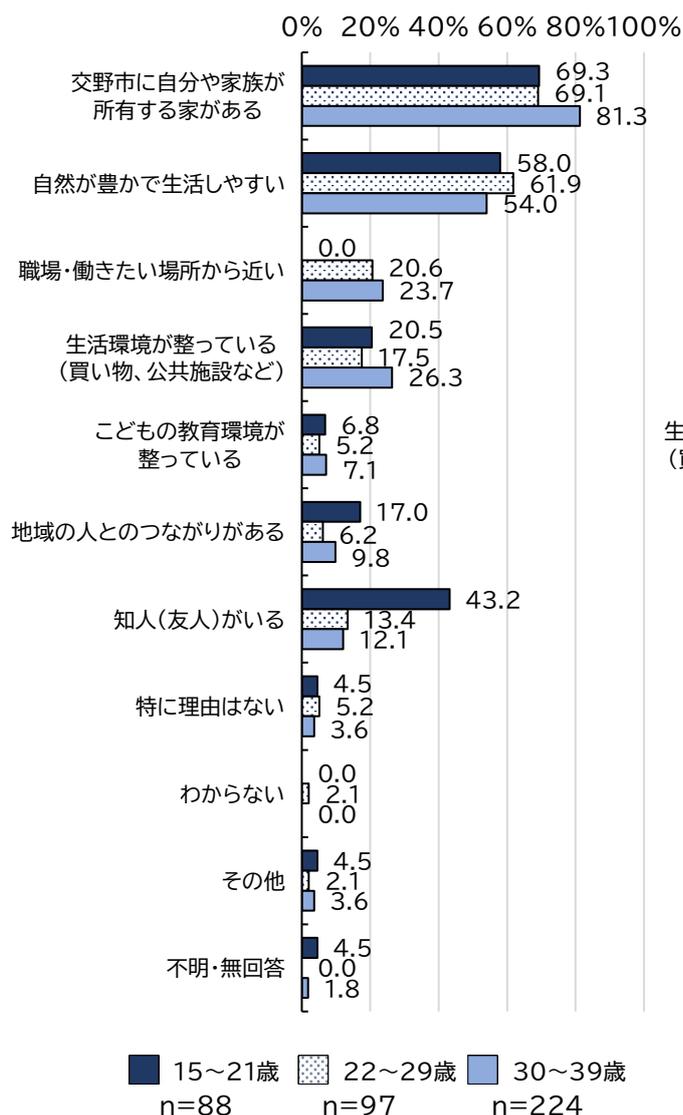
■市に住み続けたいか



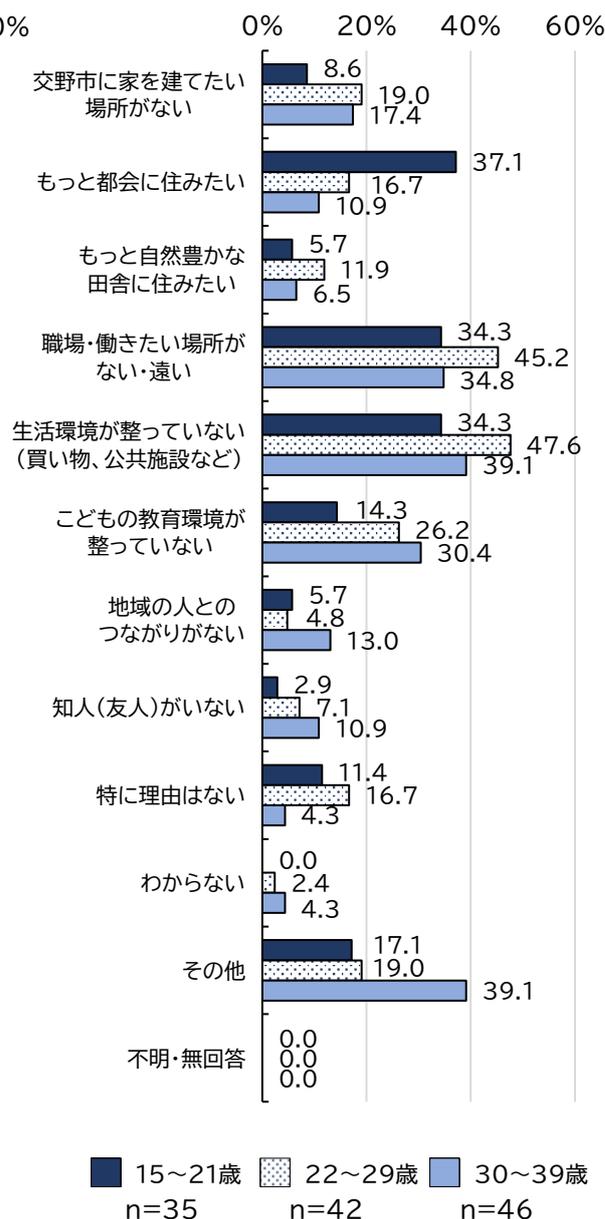
○市に住み続けたい理由は、どの年齢も「交野市に自分や家族が所有する家がある」が最も多く、次いで「自然豊かで生活しやすい」となっています。

市に住み続けたくない理由は、15～21歳では「もっと都会に住みたい」が最も多く37.1%、22～29歳と30～39歳では「生活環境が整っていない（買い物、公共施設など）」が最も多く、22～29歳では47.6%、30～39歳では39.1%となっています。また、その他として30～39歳では「利便性が悪い」等の意見がありました。

■市に住み続けたい理由

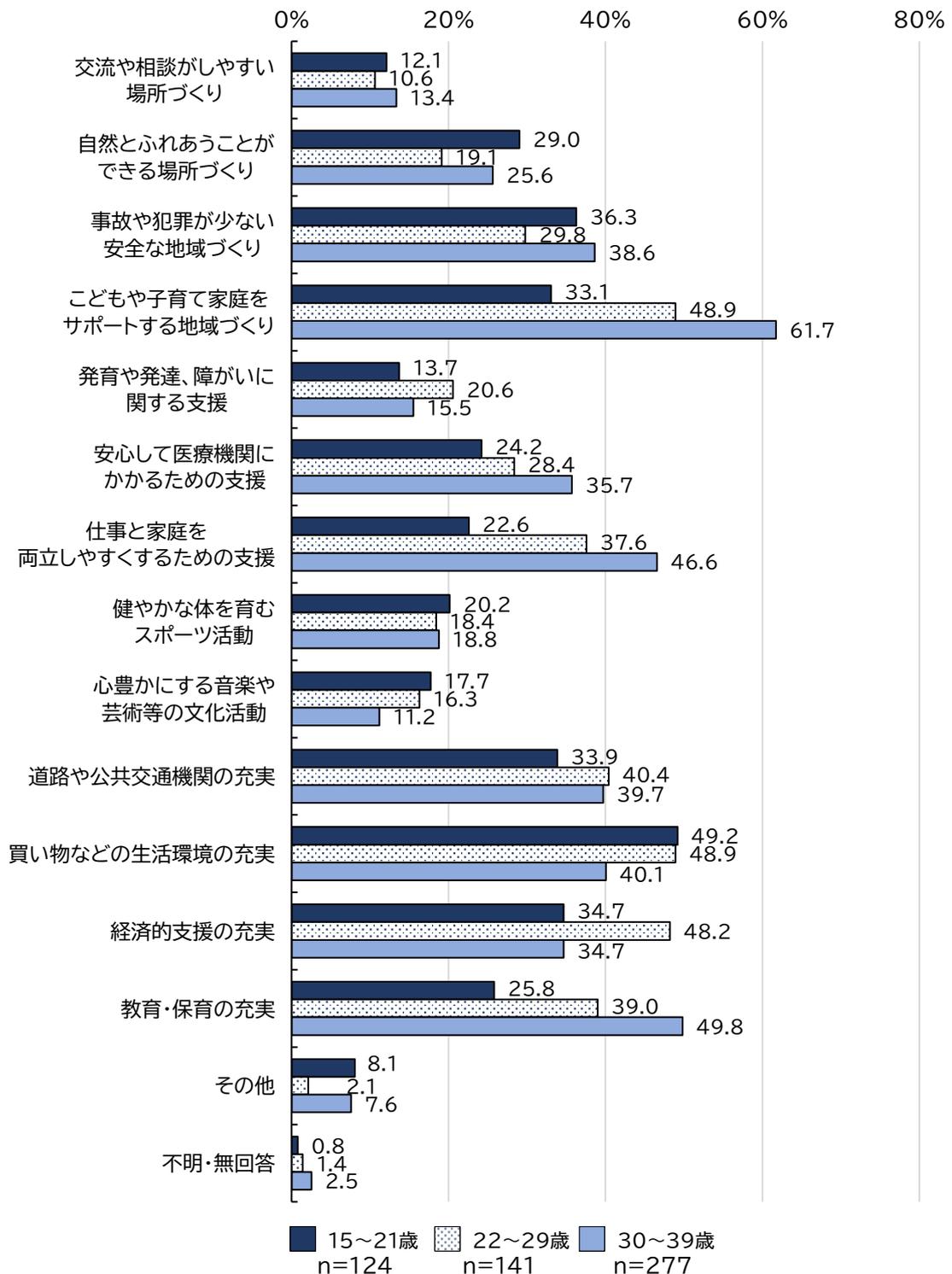


■市に住み続けたくない理由



○市に取り組んでほしいことは、15～21歳では「買い物などの生活環境の充実」が49.2%と最も多く、22～29歳では「子どもや子育て家庭をサポートする地域づくり」「買い物などの生活環境の充実」が48.9%と最も多くなっています。また、30～39歳でも「子どもや子育て家庭をサポートする地域づくり」が最も多く、61.7%となっています。

■市に取り組んでほしいこと



4 SDGsの推進

1) SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

2) 交野市こども計画とSDGs

SDGs達成に向けての取り組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体における積極的な取り組みも必要です。

本計画においても、掲げる基本目標とSDGsの示す理念や方向性に共通する部分が多いことからSDGsを明確に位置づけることで、市民、地域、子育て支援者などへの浸透を図り、それぞれが連携・協働しながら持続可能なまちづくりを進めていくことによって、SDGsの達成に貢献することをめざします。



5 こども施策に関する国の動き

1) こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

(基本理念)

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

4 すべてのこどもは年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

3 年齢や発達により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに令和5年4月に発足しました。「こどもまんなか社会（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

3) こども大綱について

こども基本法に基づき、「こどもまんなか社会」を実現するための基本的な方針や目標・指標が決定されました。

(基本方針)

1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む

3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

4) こども未来戦略について

若い世代の将来展望を描けない状況や、子育てをしている人の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

(基本理念)

1 若者・子育て世代の所得を増やす

2 社会全体の構造や意識を変える

3 すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

6 関連法令等

こども基本法

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

7 交野市子ども・子育て会議条例

○交野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 4 日

条例第 43 号

(設置)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項、こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 13 条第 3 項及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) 交野市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (5) 交野市こども計画の策定及び変更並びにこども施策の推進に関する事項
- (6) その他こども施策に関する事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 交野市内のこども施策に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民(団体)代表者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健やか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(交野市幼児問題対策審議会条例の廃止)

2 交野市幼児問題対策審議会条例(昭和47年条例第34号)は、廃止する。

附 則(平成28年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

8 交野市子ども・子育て会議委員名簿

※敬称略 50音順 ◎会長 ○副会長

所属団体	氏名	備考
交野市私立幼稚園保護者代表	青木 真夕子	(～令和6年3月)
	米良 沙織	(令和6年4月～)
市民代表	東 恵美	
交野市教育委員会教育次長	大湾 喜久男	
交野市小中学校校長会代表	小原 千穂	(～令和6年3月)
	仁木 裕美	(令和6年4月～)
学識経験者	◎ 久保田 健一郎	
交野市立認定こども園園長代表	厚主 有紀	(～令和6年3月)
	永田 康恵	(令和6年4月～)
交野市子育てネットワーク ティンクル代表	高垣 京子	
交野市私立こども園協議会代表	玉田 賢一	(～令和6年3月)
	伊賀 治	(令和6年4月～)
交野市立認定こども園保護者代表	月田 郁美	(～令和6年7月)
	高野 沙知子	(令和6年7月～)
交野市私立こども園協議会会長	端野 秀人	
交野市私立幼稚園園長会会長	○ 東口 房正	
交野市民生委員児童委員協議会代表	札埜 雅美	
市民代表	森山 清恵	
市民代表	山根 志保	
交野市私立幼稚園園長会代表	和田 睦	

9 交野市こども計画策定経過

年月日		議事等
令和5年	7月7日 ～7月20日	● 子どもの生活に関する実態調査実施
	7月～9月	● こどもへのインタビュー実施
	12月18日	● 令和5年度第3回交野市子ども・子育て会議 ・「第3期交野市子ども・子育て支援事業計画」の策定について ・子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について
令和6年	1月15日 ～2月2日	● 子ども・子育てに関するアンケート調査実施
	3月28日	● 令和5年度第4回交野市子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査結果について ・子どもの生活に関する実態調査結果について
	5月17日	● 令和6年度第1回交野市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業の見込み量算出について ・教育・保育の提供区域の設定について ・第3期交野市子ども・子育て支援事業計画構成（案）について
	6月3日 ～7月12日	● 団体アンケート調査実施
	6月28日	● 子育て支援者をつなぐ交流会におけるワークショップ実施
	7月9日	● 令和6年度第2回交野市子ども・子育て会議 ・第3期交野市子ども・子育て支援計画から交野市こども計画への変更について ・こども・若者意識調査の実施について
	7月25日 ～8月22日	● こども・若者意識調査実施
	10月25日 ～11月1日	● 令和6年度第3回交野市子ども・子育て会議（書面開催） ・交野市こども計画（素案）について
	11月25日	● 令和6年度第4回交野市子ども・子育て会議 ・交野市こども計画（案）について ・こども・若者意識調査結果について ・交野市こども計画（案）パブリックコメントの実施について

年月日		議事等
	12月16日 ～1月15日	● パブリックコメント実施
令和7年	2月10日	● 令和6年度第5回交野市子ども・子育て会議 ・ 交野市こども計画（案）のパブリックコメント結果報告について ・ 交野市こども計画（案）について

10 用語集

	用語	解説
ア行	大阪府中央子ども家庭センター	大阪府北河内エリアにおける児童相談所で、こどもや家庭についての相談、概ね 25 歳までの青少年についての相談に応じ、こどもやその保護者に最も適した援助や指導を行っている。
カ行	家庭的保育事業	地域型保育事業の1つで、家庭的保育者の自宅等において行う定員規模5人以下の保育事業。家庭的保育者の資格その他設備及び運営に関する基準は子ども・子育て支援法の規定に基づき市が条例で定めている。
	義務教育学校	平成 28 年 4 月に改正された学校教育法で、新たな学校種として設置された。修業年限は義務教育 9 年間で、従来の小学校を前期課程 6 年間、中学校を後期課程 3 年間とし、一人の校長、一つの教職員組織が一貫した教育を行う学校。
	教育・保育提供区域	子ども・子育て支援制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。
	居宅訪問型保育事業	地域型保育事業の1つで、こどもの自宅等に保育士等が訪問して行う保育事業。1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するもの。
	校区福祉委員会	小学校の校区単位での住民同士の支え合い活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどの活動を行っている。
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数。
	子育てサロン	乳幼児を子育て中の人や、校区福祉委員や地域ボランティアと一緒につどい、楽しく仲間づくりを行う活動。
	子ども家庭総合支援拠点	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。
	子ども・子育て支援法	すべてのこどもが健やかに成長できる社会をめざして、平成 24 年 8 月に成立・公布された法律。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）等が規定されている。
	こども家庭庁	こどもがまんなかの社会を実現するために、こどもや若者の視点に立って意見を聴き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を図ることを目的に令和 5 年 4 月に発足された。
	こども大綱	こども基本法に基づき、「こどもまんなか社会（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）」を実現するための基本的な方針や目標・指標が定められた大綱。

	用語	解説
力行	こども未来戦略	令和5年12月に策定された、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざす戦略。
	婚姻率	総人口に占める人口年間婚姻届出件数の割合。通常は人口1,000人あたりの婚姻件数として表される。
サ行	事業所内保育事業	地域型保育事業の1つで、会社等の事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に行う保育事業。従業員の児童（従業員枠）とその地域で保育が必要な児童（地域枠）の保育を実施している。
	自己効力感	目標を達成するための能力を自らが持っている「自分ならできる」と思える認知状態のこと。
	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取り組みについての計画。
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支援対策推進法は平成26年度までの時限立法であったが、法改正などにより、有効期限が令和17年3月31日までに延長された。
	児童虐待	保護者や養育者が、こどものこころや身体を傷つけ、こどもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。
	児童扶養手当	父母の離婚や死亡等により、父または母と生計が異なる児童（18歳になって最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者（児童と同居・監護・生計維持をする人）に支給される手当。
	主任児童委員	児童委員とは、地域住民の福祉の増進を図る重要な担い手として、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行っている。
	巡回相談	市内認定こども園等に通園している2～5歳児に対し、保護者や園の希望に応じて発達相談員が助言や発達検査を行っている。
	小規模保育事業	地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模6人以上19人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。

	用語	解説
タ行	待機児童	保育所等への入所申請をしながらも入所できていない児童。ただし、保護者が育児休業中の者や求職活動を休止している者、特定の保育園等のみ希望している者は除く。
	地域型保育事業	子ども・子育て支援制度において公費負担の対象となる事業で、0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）。
	地域子育て相談機関	子育て世帯の不安解消や状況把握を行い、必要に応じてサポートプランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整等を行う機関。
ナ行	乳幼児	乳児と幼児をあわせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学前までの子と定義されている。
	認定こども園	就学前のこどもに対し、教育と保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち、こどもの豊かな成長の支援を行う施設です。認定こども園には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの類型があり、地域の実情や保護者のニーズに合わせて、多様な選択肢を提供している。 ①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ ②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠けるこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ ③保育所型：認可保育所が、保育に欠けるこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
	ネグレクト	幼児・高齢者等の社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

	用語	解説
ハ行	発達障がい	主に脳の機能的な問題が原因でこどもの発育や成長に遅れや歪みが生じるもの。代表的なものとして、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）があげられる。
	フォローアップ相談	支援が必要な児童に対し、保護者の希望に応じて、認定こども園等と小学校の連携を図り、切れ目のない支援を実施する事業。
	保育相談	市内認定こども園等に通園している3～5歳児に対し、園の希望に応じて発達相談員が助言を行う。
	保育の必要性	仕事や病気等を理由に家庭で保育できない場合に「保育の必要性」が認められ、保育園などの利用が可能。市町村が年齢や保護者の就労状況などに応じて1～3号認定に区分し、2号・3号認定の場合に保育の必要性を決定。
	放課後子ども教室（フリースペース）	すべての児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、文部科学省と厚生労働省が連携して実施する総合的な放課後対策の一環として行っている事業。
ヤ行	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、保護や適切な支援につなぐための機関。
	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども。
ラ行	離婚率	総人口に占める人口年間離婚届出件数の割合。通常は人口1,000人あたりの離婚件数として表される。
	量の見込み	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。
	労働力人口	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者をあわせたもの。
	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをさす。